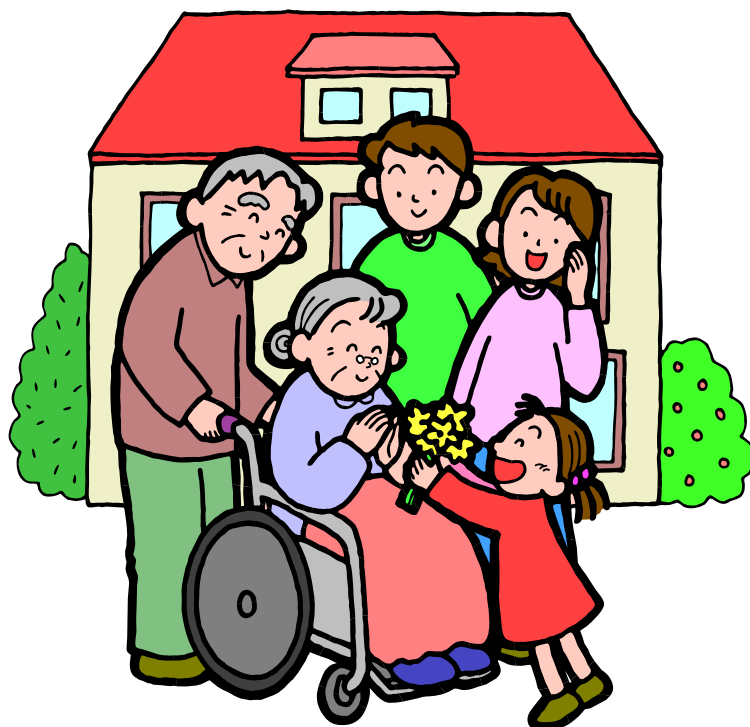


大阪市高齢者施策のあらまし

令和6年度版



この冊子の制度等は、原則として
大阪市内に住所のある方を対象としています

は じ め に

この「大阪市高齢者施策のあらまし」は、大阪市にお住まいの高齢者とその家族の方などのための制度や機関を紹介したものです。

高齢者福祉サービスについてお問い合わせがあった際などに、窓口をスムーズにご案内いただけるよう作成しています。

- ・各制度等の詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

- ・記載内容は、作成時点のものであり、変更される場合がございますので、ご了承ください。

目次

高齢者に関する制度一覧

I 相談と情報の提供

1	高齢者福祉に関する相談窓口	
	保健福祉に関する総合相談 ……	7
	高齢者の総合相談支援 ……	7
	(休日夜間福祉電話相談) ……	7
	※令和6年4月1日より廃止	
	精神保健福祉相談 ……	7
	こころの悩み電話相談 ……	7
	認知症についての専門相談 ……	8
	高齢者生活相談 ……	8
	介護保険サービス等に関する各種相談 ……	8
	医療安全相談窓口 ……	8
2	その他の相談窓口	
	消費生活相談 ……	9
	年金に関する相談 ……	9
	住まいの一般相談 ……	10
	住まいの専門家相談(予約制) ……	10
	職業相談・職業紹介 ……	10
	就労相談 ……	10
3	相談支援など	
	民生委員・児童委員 ……	11
	見守り相談室 ……	11
	生活困窮者自立相談支援事業 ……	11
4	情報提供など	
	ATCエイジレスセンター ……	12
	住まい情報センター ……	12
	大阪市ボランティア・市民活動センター ……	12
	大阪市消費者センター ……	12

II 在宅福祉サービス

1	生活支援サービス	
	生活支援型食事サービス ……	13
	介護用品の支給 ……	13
	日常生活用具の給付 ……	14
	緊急通報システム ……	15
	ごみの持ち出しサービス(ふれあい収集) ……	15
	やむを得ない事由による措置 ……	16
2	補助・手当など	
	家族介護慰労金 ……	17
	生活福祉資金(福祉資金) ……	17
	緊急援護資金 ……	18
	高齢者入浴利用料の割引 ……	18
	敬老優待乗車証 ……	18

III 認知症の人への支援

1	認知症の人とご家族を支援する事業	
	認知症初期集中支援推進事業 ……	18
	認知症疾患医療センター ……	19
	認知症高齢者等見守りネットワーク事業 ……	19
	認知症高齢者位置情報探索事業 ……	19
	認知症高齢者緊急ショートステイ事業 ……	20
	キャラバン・メイト養成研修事業 ……	20
	オレンジサポーター地域活動促進事業 ……	21

IV 介護保険

1	介護保険制度の対象者 ……	22
2	介護保険サービスの手続 ……	22
3	介護保険サービス及び総合事業のサービスの種類 ……	23
4	サービスの費用と利用者負担 ……	26
5	暫定サービス利用者等に係る介護支援事業について ……	27

V 一般介護予防事業

1	介護予防とは ……	28
2	一般介護予防事業の内容及び問合せ ……	28

VI 生きがいづくり

1	団体・施設	
	老人クラブ ……	29
	老人福祉センター ……	29
2	生涯学習・文化活動	
	総合生涯学習センター ……	29
	生涯学習ルーム ……	29
	緑化普及啓発講習会 ……	29
	市立文化施設等敬老優待制度 ……	29
3	生涯スポーツ	
	市民レクリエーションセンタースポーツ教室 ……	30
	スポーツセンター・屋内プール(スポーツ教室) ……	30
	スポーツ施設の高齢者割引 ……	30
	大阪市スポーツボランティア制度 ……	30
4	就労支援	
	大阪市シルバー人材センター ……	30
5	生活支援サービスの充実に向けた支援	
	生活支援体制整備事業 ……	31

VII 健康づくり

1	健康増進事業	
	すこやか手帳（健康手帳）… … …	32
	健康教育 … … …	32
	健康相談 … … …	32
	健康診査 … … …	33
	訪問指導 … … …	34
2	感染症対策	
	感染症予防 … … …	34
3	精神保健福祉対策	
	精神保健福祉相談 … … …	34

VIII 地域生活支援、権利擁護、啓発・交流

1	地域生活支援	
	大阪市ボランティア活動振興基金 …	35
	各区ボランティア・市民活動センター …	35
	大阪市ボランティア・市民活動センター …	35
2	権利擁護	
	あんしんさぽーと事業 … … …	35
	（日常生活自立支援事業）	
	成年後見制度 … … …	36
3	啓発・交流	
	高齢者福祉月間 … … …	36

IX 住まい

養護老人ホーム … … …	37
軽費老人ホーム … … …	37
経過的軽費老人ホーム … … …	37
生活支援ハウス … … …	37
高齢者住宅 … … …	37
高齢者ケア付住宅 … … …	38
高齢者住宅改修費給付 … … …	38

X その他

1	医療費の支給等	
	後期高齢者医療制度 … … …	39
	大阪府国民健康保険高齢受給者証 … …	39
2	税負担の軽減	
	税負担の軽減 … … …	39
3	年金など	
	高齢基礎年金 … … …	40
	高齢福祉年金 … … …	40
	在日外国人高齢者給付金 … … …	40

XI 関係機関一覧

各区役所（保健福祉センター）… …	41
地域包括支援センター … …	51
総合相談窓口（ブランチ）… … …	53
認知症初期集中支援チーム … … …	55
認知症強化型地域包括支援センター …… …	56
区社会福祉協議会 … … …	57
老人福祉センター … … …	58
各区役所（自立相談支援窓口）… … …	59
軽費老人ホーム … … …	60
公園事務所等 … … …	61
環境事業センター … … …	61
年金事務所 … … …	62
市税事務所 … … …	62

高齢者に関する制度一覧(在宅福祉サービス・認知症の人への支援)

		在宅福祉サービス(生活支援・補助・手当など)											認知症の人への支援		
		生活支援型食事サービス	介護用品（紙おむつほか）の支給	日常生活用具の給付	緊急通報システム	ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）	やむを得ない事由による措置	家族介護慰労金	生活福祉資金（福祉資金）	緊急援護資金	高齢者入浴利用料の割引	敬老優待乗車証の交付	認知症初期集中支援推進事業	認知症疾患医療センター	認知症高齢者等見守りネットワーク事業
年齢	70歳以上	●	—	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●
	65歳以上	●	—	●	●	●	●	—	●	●			●	●	●
	60歳以上	●	—					—	●	●			●	●	●
	40歳以上	●	—					—	●	●			●	●	●
	30歳以上		—					—	●	●			●	●	●
要介護認定	未申請			●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
	非該当			●	●	●			●	●	●	●	●	●	●
	要支援	●		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
	要介護	●	●注	●	●	●	●	●注	●	●	●	●	●	●	●
所得制限あり			●	●				●	●						
利用者負担あり		●		●	●		●				●	●		●	
掲載ページ															
備 考			要介護４・５に相当する方を介護する家族の方が対象となります。			高齢者のみの世帯や、障がいのある方が居住されている世帯などで、ごみの持ち出しが困難な方が対象です。		要介護４・５に該当する方を介護する家族の方が対象となります。		他の公的給付や公的貸付から支給決定を受けた方が貸付対象となります。			認知症初期集中支援チームが認知症の人のご自宅を訪問し、適切な医療や介護サービスにつなげます。	認知症の鑑別診断や、身体合併症・周辺症状の急性期治療のほか、認知症の医療相談を行っています。	認知症の人が行方不明になったときに、地域の協力者（メールを配信し、早期発見・保護につなげます）。

(注)この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

高齢者に関する制度一覧(認知症の人への支援・健康づくり・住まい)

		認知症の人への支援				健康づくり						住まい					
		認知症高齢者位置情報探索システム	認知症高齢者緊急ショートステイ事業	キャラバン・メイト養成研修事業	オレンジサポーター地域活動促進事業	すこやか手帳	健康教育・健康相談	健康診査	訪問指導	感染症予防	精神保健福祉相談	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	生活支援ハウス	高齢者住宅	高齢者ケア付住宅	高齢者住宅改修費給付
年齢	70歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	65歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	60歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	
	40歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						
	30歳以上	●		●	●	●	●	●		●	●						
要介護認定	未申請	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	非該当	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	要支援	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	要介護	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
所得制限あり		●										●			●	●	●
利用者負担あり		●	●					●		●		●	●	●	●	●	●
掲載ページ																	
備 考		行方不明のおそれがある認知症高齢者を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を貸与します。	認知症の人が突発的な事由により一時的に指定介護福祉施設に受け入れられます。	認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を支援する「認知症サポーター」を養成します。			検診ごとに対象年齢が異なりますので、詳細は掲載ページで確認してください。										

(注)この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

高齢者に関する制度一覧(介護保険サービス)

		介護保険サービス															
		自宅で利用できるサービス							通いで利用できるサービス				施設に短期入所するサービス		福祉用具住宅改修		
		訪問介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☆	夜間対応型訪問介護 ☆	訪問入浴介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	居宅療養管理指導	通所介護	通所リハビリテーション	認知症対応型通所介護 ☆	地域密着型通所介護 ☆	福祉施設における短期入所生活介護	医療施設における短期入所療養介護	福祉用具貸与	住宅改修費	特定福祉用具購入費
年齢	65歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
要介護認定	未申請																
	非該当																
	事業対象者																
	要支援				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●
	要介護	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
所得制限あり																	
利用者負担あり		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
掲載ページ																	
備考																	

注 : 介護保険サービス及び総合事業のサービスについては、老化が原因とされる16種類の病気に該当すれば、40歳以上64歳までの方も利用可能です。

☆ : 地域密着型サービスであり、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。

注 この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

高齢者に関する制度一覧(介護保険サービス・総合事業・一般介護予防事業)

		介護保険サービス									総合事業のサービス							一般介護予防事業			
		施設・居住系のサービス							通い、訪問 泊まりの 複合的な サービス		訪問型サービス				通所型サービス						
		介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護医療院	認知症対応型共同生活介護 ☆	特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護 ☆	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ☆	小規模多機能型居宅介護 ☆	看護小規模多機能型居宅介護 ☆	介護予防型訪問サービス	生活援助型訪問サービス	住民の助け合いによる生活支援活動	サポート型訪問サービス	介護予防型通所サービス	短時間型通所サービス	選択型通所サービス	介護予防ポイント事業	介護予防教室（なにわ元気塾）	介護予防地域健康講座・健康相談	地域介護予防活動の支援 ◆
年齢	65歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
要介護認定	未申請																	●	●	●	●
	非該当																	●	●	●	●
	事業対象者										※	※	●	※	※	●	●	●	●	●	●
	要支援				※	●			●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	要介護	※	●	●	●	●	●	※	●	●								●	●	●	●
所得制限あり																					
利用者負担あり		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●					
掲載ページ																					
備 考		※ 新たな入所者は原則要介護3以上			※ 要支援2以上の方のみ利用できます。			※ 新たな入所者は原則要介護3以上				※ 要支援から引き続き事業対象者になった方に限る	※ 要支援から引き続き事業対象者になった方に限る		※ 要支援から引き続き事業対象者になった方に限る	※ 要支援から引き続き事業対象者になった方に限る					

◆ :地域介護予防活動の支援のうち、健康づくりひろげる講座は、地域で介護予防活動を啓発していただける方を対象とし、対象年齢は定めておりません。

☆ :地域密着型サービスであり、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所のみ利用できます。

注 この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

高齢者に関する制度一覧(生きがいきづくり・地域生活支援、権利擁護)

		生きがいづくり											地域生活支援			権利擁護・啓発・交流			
		老人クラブ	老人福祉センター	総合生涯学習センター	生涯学習ルーム	緑化普及啓発講習会	市立文化施設等敬老優待制度	市民レクリエーションセンタースポーツ教室	スポーツセンター・屋内プール（スポーツ教室）	スポーツ施設の高齢者割引	大阪市スポーツボランティア制度	大阪市シルバー人材センター	生活支援体制整備事業	大阪市ボランティア活動振興基金	各区ボランティア・市民活動センター	大阪市ボランティア・市民活動センター	あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）	成年後見制度	高齢者福祉月間（高齢者福祉大会等）
年 齢	75歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	70歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	65歳以上	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	60歳以上	●	●	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
所得制限あり																			
利用者負担あり				●	●	●		●	●	●		●					●	●	
掲載ページ																			
備 考							美術館、自然史博物館、大阪歴史博物館では、特別展は有料です。（一部無料）												

(注)この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

高齢者に関する制度一覧(その他)

		その他					
		後期高齢者医療制度	大阪府国民健康保険高齢受給者証	税負担の軽減	老齢基礎年金	老齢福祉年金	在日外国人高齢者給付金
年 齢	75歳以上	●		●	●		
	70歳以上	注	●	●	●	注	注
	65歳以上	注		●	●		
	60歳以上			●	注		
所得制限あり				●		●	●
利用者負担あり		●	●				
掲載ページ							
備 考		の六十五歳から七十歳の方の認定を受けた方。申請により一定の障がい		と適用要件に応じて、障がい者控除・扶養控除・配偶者控除の対象となる場合があります。			

(注)この一覧はあくまでも目安ですので、詳しくは各窓口にお尋ねください。

老齢基礎年金は、60歳から繰り上げ請求することもできます。

(ただし、年金額は減額されます。)

老齢福祉年金は、明治44年4月1日以前に生まれた方を対象としています。

在日外国人高齢者給付金は、大正15年4月1日以前に生まれた方を対象としています。

I 相談と情報の提供

1 高齢者福祉に関する相談窓口

相談の種類	内 容	問合せ先
保健福祉に関する 総合相談	市民に身近な行政機関である区役所に、保健福祉に関わる総合的なサービスを提供する保健福祉センターを設置し、市民の方からの多種多様な相談に対し、保健福祉の専門スタッフによる相談援助を行います。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
高齢者の総合相談支援	高齢者の方々が地域で自立した生活を営めるように、高齢者やそのご家族からの介護・福祉・保健などに関する総合相談窓口として、市内に66か所の地域包括支援センターを設置しています。 また、地域によっては、地域包括支援センターと連携した、より身近な総合相談窓口として、総合相談窓口(ブランチ)を設置しています。 ＜地域包括支援センターの業務内容＞ 1. 総合相談支援 2. 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待への対応等の権利擁護 3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援(介護支援専門員の後方支援) 4. 地域ケア会議の開催 5. 介護予防ケアマネジメント ＜総合相談窓口(ブランチ)の業務内容＞ 1. 総合相談支援 2. 成年後見制度の利用促進や高齢者虐待への対応等の権利擁護	各地域包括支援センター (51～52ページ参照) 各総合相談窓口(ブランチ) (53～54ページ参照)
(休日夜間福祉電話相談)	「休日夜間福祉電話相談」については、令和6年4月1日より廃止となりました。福祉及び権利擁護に関する相談は、引き続き各区役所保健福祉センター(41～50ページ)や各地域包括支援センター(51～52ページ)等の相談窓口にご相談ください。	
精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に、精神科医師・精神保健福祉相談員・保健師などが応じます。 申込み方法: ・精神保健福祉相談員、保健師などによる相談は随時(面接または電話) ・精神科医師による相談(予約制)	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
こころの悩み電話相談	こころの健康について電話で相談に応じています。	電話:6923-0936 相談時間:月～金曜日 9:30～17:00 (祝日及び年末年始を除く)

相談の種類	内 容	問合せ先
認知症についての 専門相談	認知症の鑑別診断や、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療のほか、認知症に関する医療相談を行っています。お気軽にご相談ください。	認知症疾患医療センター (地域型) ①大阪市立弘済院附属病院 場所: 〒565-0874 吹田市古江台6-2-1 電話: 6871-8073 ②ほくとクリニック病院 場所: 〒551-0001 大正区三軒家西1-18-7 電話: 6554-9707 ③大阪公立大学医学部附属病院 場所: 〒545-8586 阿倍野区旭町1-5-7 電話: 6645-2896 認知症疾患医療センター (連携型) ①松本診療所 場所: 〒535-0022 旭区新森5-3-22 電話: 6951-1848 ②大阪府済生会野江病院 場所: 〒536-0001 城東区古市1-3-25 電話: 6932-0401 ③葛本医院 場所: 〒546-0044 東住吉区北田辺4-11-21 電話: 6719-0929 ※相談窓口の開設時間等は各医療機関 へお問い合わせ下さい。
高齢者生活相談	市内在住のおおむね60歳以上の方の日常生活に関する相談に応じます。	各老人福祉センター (58ページ参照) 受付時間: 10:00～17:00 (日曜日・祝日、年末年始は休み)
介護保険サービス等に関する一般相談・専門相談、 申し立てによるあつせん、 調停など	介護保険サービスの利用について、利用者と事業者間の相談や苦情を受け付け、法律や福祉などの専門的な立場から、中立的な視点で迅速にあつせん・調停などにより解決を行います。	おおさか介護サービス相談センター 場所: 〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター内 電 話: 6766-3800 FAX: 6766-3822 受付時間: 9:00～17:00 休館日: 土・日曜日、祝日、年末年始
医療安全相談窓口 (患者ほっとライン)	市民の皆さんが医療機関において安心して医療を受けることができるように、医療に関する悩みや相談等に専任の相談員等が電話で対応します。 (ただし、医療内容の是非の判断や、医療機関との民事上のトラブルについては対応できません。相談内容によっては、より適切と考えられる相談先をご案内することがあります。)	専用電話: 6647-0939 受付時間: 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

2 その他の相談窓口

相談の種類		内 容		
消費生活相談		商品・サービスの利用について、消費者からの相談や苦情を受け付け、解決のための助言やあっせんを行います。		
問合せ先	場所	電話番号	受付時間等	休館日
大阪市 消費者センター	〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 ATC(アジア太平洋トレードセンター) ITM棟3階	消費生活相談専用電話 6614-0999	消費生活相談受付時間 (電話・面談) 10:00～17:00	日曜日・祝日、 年末年始 (12/29～1/3)
	(メールでのご相談)	大阪市消費者センターホームページの「消費生活相談フォーム」からご相談ください。 URL: https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/page/0000370871.html		12月28日午前10時～翌年1月4日午前10時
天王寺 サービスカウンター	〒543-0056 天王寺区堀越町 アベノ地下街6号 あべちか地下1階	消費生活相談専用電話 6614-0999 ※事前に電話予約が必要	消費生活相談受付時間 (面談のみ) 10:00～17:00 ※ただし、事前予約がある時間帯のみ職員を配置します。	年末年始 (12/29～1/3)、機器等の定期点検等メンテナンス作業による臨時休館日
市民相談室	〒530-8201 北区中之島 1-3-20 市役所1階	消費生活相談専用電話 6614-0999 ※事前に電話予約が必要	消費生活相談受付時間 (面談のみ) 10:00～17:00 ※ただし、事前予約がある時間帯のみ職員を配置します。	土・日曜日・祝日・年末年始 (12/29～1/3)
その他	上記の場所にお越しいただくことが困難な方は、東淀川区役所、クレオ大阪各館でも面談ができます。	消費生活相談専用電話 6614-0999 ※事前に電話予約が必要		

相談の種類	内 容		問合せ先 区分		問合せ先
			区役所	年金事務所	
年金に関する相談	国民年金に関する相談	一般的な制度相談	○	○	各年金事務所 (62ページ参照)
		個人の受給に関する相談	×	○	
	年金請求に関する相談	第1号被保険者期間だけの方 〔20歳から60歳になるまで、すべての期間が第1号被保険者の方〕	○	○	または 各区役所 (保険年金業務担当)
		第2号・第3号被保険者期間がある方	×	○	

相談の種類	内 容	問合せ先
住まいの一般相談	公的賃貸住宅などの住まい探しをはじめ、住まいを購入するときや建てるときの一般的注意点、分譲マンション管理情報や大阪市を中心とした住宅施策などに関するご質問に、窓口又は電話で相談員が対応します。	住まい情報センター 場 所:〒530-0041 北区天神橋6-4-20 住まい情報センター 4F住情報プラザ 電 話:6242-1177 (相談専用) 受付時間:平日、土曜日 9:00～19:00 日曜日、祝日 10:00～17:00 休館日:火曜日(祝日の場合は翌日)、 祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始(12/29～1/3)
住まいの専門家相談 (予約制)	より専門的な内容の相談については、定期的に建築・法律などの専門家による相談を実施しています。(相談員が一般相談で内容を承ってから予約を受け付けます。相談日の30日前から前日まで先着順で受け付けます。) 法律相談 (おおむね毎週土曜日10:00～13:30) 資金計画相談 (おおむね月1回土曜日10:30～12:00) 建築・リフォーム相談 (おおむね隔週土曜日10:00～13:00) 分譲マンション相談(法律) (月1回日曜日13:00～16:00) 分譲マンション相談(管理一般) (おおむね毎週木曜日14:00～18:00)	

相談の種類	内 容			
職業相談・職業紹介	就職に向けた支援が必要な方などを対象に、無料の職業相談、職業紹介を実施しています。また、キャリアカウンセリング、職業適性診断、各種セミナーなど求職者個々のペースに合わせた支援を行っています。			
問合せ先	場所	電話番号・FAX番号	受付時間等	休館日
しごと情報ひろば 天下茶屋	〒557-0041 西成区岸里1-1-10 天下茶屋駅共用コンコース内	電 話 6655-5791 FAX 6655-5792	開設日時: 月～金曜日9:00～17:30	土・日・祝休日及び 年末年始 (12/29～1/3)
しごと情報ひろば 西淀川	〒555-8501 西淀川区御幣島1-2-10 西淀川区役所1階	電 話 6476-5753 FAX 6476-5763	開設日時: 月～金曜日9:00～17:30	土・日・祝休日及び 年末年始 (12/29～1/3)
しごと情報ひろば 平野	〒547-8580 平野区背戸口3-8-19 平野区役所1階	電 話 6769-6071 FAX 6769-6073	開設日時: 月～金曜日9:00～17:30	土・日・祝休日及び 年末年始 (12/29～1/3)
しごと情報ひろば クレオ大阪西・マザーズ	〒554-0012 此花区西九条6-1-20 クレオ大阪西2階	電 話 6467-5145 FAX 6467-5799	開設日時: 火～金曜日9:30～18:00	土・日・祝休日、 年末年始 (12/29～1/3)及びクレオ大阪西の休館日
就労相談	働く意欲がありながら、様々な就労阻害要因を持った方(若年者・中高年齢者・障がい者・ひとり親家庭の親など)や働くことに不安のある方などを対象に、専門の相談員が、相談者に応じた仕事探しの方法や心構えなどについてのアドバイス、公共的な職業訓練の情報提供、履歴書の書き方、面接の受け方などといった仕事探しの助言・相談を行います。 大阪市地域就労支援センター 電 話:0120-939-783(無料) FAX:6567-6891 相談場所:センター、一部の区役所(東淀川区、生野区、城東区) ※開設日時・予約方法等、詳しくはお問い合わせください。			

3 相談支援など

種 別	内 容	問合せ先
民生委員・児童委員	生活に困っている方、児童・障がい者・高齢者・ひとり親家庭などで、さまざまな悩みをもっている方々の相談相手となり、また住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努める奉仕の精神をもった支援者です。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
見守り相談室	「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」において、各区に福祉専門職の見守り支援ネットワークを配置した「見守り相談室」を設置し、次の事業を実施します。 ・要援護者名簿に係る同意確認・地域団体への名簿の提供 ・地域での見守り活動への支援 ・支援が必要な状態にあるにもかかわらず自ら相談できない方や社会的な孤立に陥るおそれのある世帯等に対する専門的な対応 ・認知症高齢者の方などが行方不明になった際に地域の協力者へのメール配信による早期発見	各区社会福祉協議会 (57ページ参照)
生活困窮者自立相談支援事業	生活にお困りごとや不安を抱えた方の相談支援窓口を各区に設置しています。 支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。	各区役所 (自立相談支援窓口) (59ページ参照)

4 情報提供など

施設名	情報内容	問合せ先
ATC エイジレスセンター	健康や福祉、介護に関する機器や用品を数多く展示しており、専門のスタッフが説明を行います。展示品を実際に見て触って体感することができるほか、装具を付けての高齢者疑似体験や車いす・電動車いす試乗などの体験もできます。また、各種イベント、セミナーも開催し、健康や福祉等に関する最新情報を提供しています。	場 所 〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟11階 電 話:6615-5123 FAX:6615-5240 利用時間:10:00～17:00 休館日:月曜日、年末年始
住まい情報センター	高齢者等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等に関する情報提供を行います。	場 所: 〒530-0041 北区天神橋6-4-20 住まい情報センター 4F住情報プラザ 電 話:6242-1177 (相談専用) 受付時間: 平日、土曜日 9:00～19:00 日曜日、祝日 10:00～17:00 休館日:火曜日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(日曜日、月曜日の場合を除く)、年末年始(12/29～1/3)
大阪市ボランティア・市民活動センター	活動団体・イベントをはじめとするさまざまな分野のボランティア情報(募集・活動団体・イベント・講座等)の提供、相談、活動支援、養成講座、活動団体の交流、広報・啓発(情報誌「COMVO(コンボ)」の発行)などを行います。	場 所: 〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター 1階 電 話:6765-4041 FAX:6765-5618 受付時間:月～金9:00～19:00/ 土 9:00～17:30 休館日:日・祝・国民の休日・年末年始(12/29～1/3)
大阪市消費者センター	啓発展示スペース「くらしのひろばエル」では、消費生活に役立つ情報、書籍、DVD等をご利用いただくことができます。また、消費生活相談の事例や身近な製品の事故情報等をホームページや電子ビラ、生活情報誌などで情報提供を行っています。さらに、消費者被害を未然防止するための講座の開催や、高齢者や高齢者を支援する方に悪質な事業者の手口やその対処方法等を地域で学んでいただけるよう無料で講師の派遣を行います。	場 所: 〒559-0034 住之江区南港北2-1-10 ATC(アジア太平洋トレードセンター)ITM棟3階 電 話:6614-7522 FAX:6614-7525 利用時間: 10:00～18:00 休館日:日曜日・祝日、年末年始(12/29～1/3)

Ⅱ 在宅福祉サービス

1 生活支援サービス

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・ 問合せ先等
生活支援型 食事サービス	心身の機能低下や障がい等により食事の確保が困難なひとり暮らしなどの高齢者に対して、栄養のバランスの取れた食事を配達する機会を通じて利用者の安否を確認し、異常があった場合は、関係機関へ連絡します。	介護保険の要介護状態区分が要介護(1～5)及び要支援(1・2)に該当し、心身の障がい及び疾病等により食事の確保が困難な方で、ひとり暮らし等のため、見守りを必要とする方	1食あたり 668円以内 (ただし、低所得世帯の方に対しては、軽減される制度があります。)	福祉局高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995
	在宅で介護が必要な方を介護する家族の負担を軽減するため、紙おむつなどの介護用品を支給します。	介護保険の要介護状態区分が要介護4、5の方、または、要介護3で介護認定調査票の「排尿」か「排便」が全介助の方を在宅で介護する市内にお住まいの家族の方 ※要介護者の世帯・介護者の世帯ともに、市民税が非課税の世帯に限ります。	無料	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
介護用品 (紙おむつほか)の 支給	【支給方法】 給付決定後に、介護用品と引換可能な給付券と支給品目が記載されたカタログを交付します。 カタログの中から、必要な介護用品を選び指定事業者へ電話・FAX・電子メールのいずれかの方法でご注文ください。 【支給品目】 ①紙おむつ（フラットタイプ、テープ止めタイプ、パンツタイプ） ②尿取りパッド ③清拭剤 ④ドライシャンプー ⑤使い捨て手袋 ⑥介護用スプーン・フォーク ⑦介護用箸 ⑧差し込み式便器 ⑨差し込み式尿器 ⑩防水シート ⑪口腔ケア用品 ⑫食事用エプロン ⑬消臭剤 ⑭とろみ剤			

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・ 問合せ先等													
日常生活用具 の給付	各種の日常生活用具を 給付します。	65歳以上で、下表に 定める種目ごとの要 件を満たす方	無料	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)													
			※ただし、電磁調理器については、前年の所得税の額に応じて費用を負担していただく場合があります。 ※高齢者用電話については、電話回線設置後の基本使用料、通話料等は自己負担となります。														
		<table><tr><th>種目</th><th>要 件</th><th>給付方法</th></tr><tr><td>自動消火器</td><td>低所得(※2)で介護保険の要介護状態区分が要介護(1～5)の方</td><td rowspan="3">本市が契約した業者の商品を給付します。</td></tr><tr><td>火災警報器 (緊急通報システム (固定型機器)連動型 (※1))</td><td>または、 低所得(※2)で防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等</td></tr><tr><td>電磁調理器</td><td>防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等</td></tr><tr><td>高齢者用電話</td><td>低所得(※2)のひとり暮らし高齢者等(ただし、緊急通報システム(固定型機器)利用との同時申請者に限る)</td><td>本市が契約した業者の商品を電話回線とあわせて給付します。</td></tr></table>				種目	要 件	給付方法	自動消火器	低所得(※2)で介護保険の要介護状態区分が要介護(1～5)の方	本市が契約した業者の商品を給付します。	火災警報器 (緊急通報システム (固定型機器)連動型 (※1))	または、 低所得(※2)で防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	電磁調理器	防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等	高齢者用電話	低所得(※2)のひとり暮らし高齢者等(ただし、緊急通報システム(固定型機器)利用との同時申請者に限る)
種目	要 件	給付方法															
自動消火器	低所得(※2)で介護保険の要介護状態区分が要介護(1～5)の方	本市が契約した業者の商品を給付します。															
火災警報器 (緊急通報システム (固定型機器)連動型 (※1))	または、 低所得(※2)で防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等																
電磁調理器	防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等																
高齢者用電話	低所得(※2)のひとり暮らし高齢者等(ただし、緊急通報システム(固定型機器)利用との同時申請者に限る)	本市が契約した業者の商品を電話回線とあわせて給付します。															
(※1) 煙を感知して、自動的に119番通報するよう緊急通報システムに連動させた火災警報器です。なお、玄関先に設置するブザーにより通報と同時に近所の人々にも火災を知らせます。 (※2) ここでいう低所得とは、所得税非課税をいう。																	

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・ 問合せ先等
緊急通報システム	急病等の緊急時に対応するため緊急通報システムを自宅に設置し、24時間体制で受信センターが緊急通報を受信し、救急への出動要請、申請時に登録していただいた近隣の協力者への駆けつけ依頼など必要な援助を受けられるようにするとともに、日常生活に関する健康相談に対応します。 従来の固定型の緊急通報機器に加え、固定電話を必要とせず、自宅内で持ち運び可能な携帯型の緊急通報機器も新たに導入しています。	65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯、同居している方が仕事などで外出するため、1日8時間程度1人となる65歳以上の方など	生計中心者の前年(1月～6月 申請は前々年)所得税が課税の場合は月額858円(非課税の場合は無料)	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

名 称	内 容	対象者	費用	問合せ先
ごみの持ち出しサービス (ふれあい収集)	本市がごみを収集している世帯で、申し出により、ご家庭までごみの収集に伺うサービスを行います。 また、ご希望により、あらかじめ登録いただいた連絡先に、安否確認していただくよう、環境事業センターから通報するサービスも行っています。	ひとり暮らしの65歳以上の方や65歳以上の方のみの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみを一定の場所まで持ち出すことが困難な方	無料	お住まいの地域を担当する環境事業センターへ申し込んでください。 (61ページ参照)

名 称	内 容	対象者	問合せ先
やむを得ない事由による措置	やむを得ない事由により、事業者と契約をして介護サービスを利用することが困難な高齢者に対し、その事由が解消し、介護保険法に基づくサービスが受けられるようになるまでの間、介護保険制度の利用ができるように措置します。 【サービス内容】 ①訪問介護 ②定期巡回・随時対応型訪問介護 ③夜間対応型訪問介護 ④通所介護 ⑤認知症対応型通所介護 ⑥介護予防認知症対応型通所介護 ⑦短期入所生活介護 ⑧介護予防短期入所生活介護 ⑨小規模多機能型居宅介護 ⑩介護予防小規模多機能型居宅介護 ⑪認知症対応型共同生活介護 ⑫介護予防認知症対応型共同生活 ⑬看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（訪問介護等に係る部分に限る） ⑭地域密着型介護老人福祉施設におけるサービス（特別養護老人ホーム） ⑮介護老人福祉施設におけるサービス（特別養護老人ホーム） ⑯介護予防型訪問サービス ⑰生活援助型訪問サービス ⑱住民の助け合いによる生活支援活動【実施地域：港区・東成区・生野区・旭区（周辺含む）】 ⑲サポート型訪問サービス ⑳介護予防型通所サービス ㉑短時間型通所サービス ㉒選択型通所サービス	介護保険被保険者で要支援・要介護状態にあり、次の事由がある方 ・養護者による高齢者虐待の状態に置かれている方 ・認知症その他の理由により自己の意思に基づく契約ができない方 ・その他真にやむを得ないと認められる方	各区役所 （保健福祉センター） （41～50ページ参照）

2 補助・手当など

名 称	内 容	対象者	問合せ先
家族介護慰労金	在宅で介護が必要な方を介護保険サービスを利用せずに介護している家族の方を慰労するとともに、介護保険制度の利用促進を図ることを目的とし、慰労金を支給します。 【支給額】年額10万円	以下の要件のすべてに該当する介護者(家族)の方 ①要介護者・介護者ともに、1年以上継続して大阪市内に住所(居所)を有すること。 ②要介護者が、既に要介護認定を受け、1年以上要介護4または5に該当すること。 ③要介護者がすべての介護保険サービスを継続して1年以上利用していないこと。(医療機関に入院していない期間も1年以上であること。) ただし、1年間で7日間以内の短期入所(ショートステイ)の利用は差し支えない。 ④要介護者・介護者の属する世帯の全員が、③の期間において市民税非課税であること。 ⑤介護者は在宅で同居して要介護者を現に介護していること。(同一敷地内等の隣地に住んでいる場合は同居と見なすことができる。) ⑥申請後、申請者及び要介護者の家庭を訪問し、介護の実態調査を行うことに同意すること。 ⑦介護者が数人いる場合には、介護者の代表者に支給することに同意すること。	福祉局高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995
生活福祉資金 (福祉資金)	低所得者、障がい者または高齢者の世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立、在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。 (技能習得、療養・介護、住宅増改築等) 生活福祉資金については、福祉資金のほか、教育支援資金、総合支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金があります。	低所得者、障がい者または高齢者の世帯で、償還見込みのある方 ※貸付条件は、資金の目的により異なります。	各区社会福祉協議会 (57ページ参照)

名 称	内 容	対象者	問合せ先
緊急援護資金	生活福祉資金等他の公的給付又は公的貸付から支給決定を受けた方が、その支払日までに緊急に資金を必要とする場合に、その世帯の援護を目的として貸付を行う資金のことです。	次のすべてに該当する方 (1) 大阪市の同一区内に3か月以上住所を有している方(住民票で3か月以上の居住が確認できること) (2) 他の公的給付又は公的貸付からの支給決定を受け、当該給付又は貸付を受けていない方 (3) 生活保護法に基づく被保護者となっていない方(ただし、生活福祉資金の教育支援資金就学支度費(短大・大学)を申請中の方は除きます。) (4) 償還の見込みのある方	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
高齢者入浴利用料の割引	大阪市内の公衆浴場で、毎月1日・15日に割引料金330円(一般料金520円)で入浴できます。1日・15日が定休日の場合は、各公衆浴場へ実施日をお問い合わせください。 ※補助金の交付申請を行っている浴場が対象となるため、一部対象外施設があります。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方 利用方法: 初回ご利用時に、上記の内容が確認できる本人確認書類(健康保険証等)を浴場へ提示し、「高齢者割引入浴の証」を作成します。利用時は、各浴場で「高齢者割引入浴の証」を提示してください。 ※「高齢者割引入浴の証」は毎年更新が必要です。	福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 電話:6208-8054 FAX:6202-6964
敬老優待乗車証	オオサカメトロが運行する地下鉄・ニュートラムと大阪シティバスが運行するバス(いまざとライナー含む)を1乗車50円でご利用いただける敬老優待乗車証を交付します。	大阪市内に住所を有する70歳以上の方	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

Ⅲ 認知症の人への支援

1 認知症の人とご家族を支援する事業

名 称	内 容	対象者	申込み・問合せ先等
認知症初期集中支援推進事業	認知症の早期発見・早期対応のため、医師と医療・介護・福祉の専門職からなる認知症初期集中支援チームを、各区1か所の認知症強化型地域包括支援センターに設置しています。このチームは認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護等のサービスの導入・調整や家族支援等の初期の支援を集中的に行い、地域で暮らし続けられるように支援します。「認知症かな？」と感じた時やどのように対応していいのかわかった時など、悩まずにご相談ください。	・40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で、①又は②に該当する方 ①医療サービス、介護サービスを受けていない方、または中断している方 ②医療サービスや介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している方 ・若年性認知症と診断された方、または疑われている方	お住まいの区の認知症初期集中支援チーム及び若年性認知症相談窓口 (55ページ参照)

名 称	内 容	対象者	申込み・ 問合せ先等
認知症疾患医療センター	保健医療・介護機関等と連携し、地域の認知症医療提供体制の構築を図るため、6箇所の医療機関を認知症疾患医療センターとして指定しています。 認知症の鑑別診断や診断後支援、身体合併症・認知症の行動・心理症状の急性期治療のほか、認知症に関する専門医療相談を行っています。お気軽にご相談ください。	・認知症の人又は認知症の疑いのある人 ・認知症の人を介護している家族等	(地域型) ・大阪市立弘済院附属病院 ・ほくとクリニック病院 ・大阪公立大学医学部附属病院 (連携型) ・松本診療所 ・大阪府済生会野江病院 ・葛本医院 (詳しくは8ページをご覧ください。)
認知症高齢者等 見守りネットワーク 事業	認知症の人が行方不明になったときに、各区に設置された見守り相談室が、地域の協力者へ発見協力依頼のメールを配信し、早期発見・保護につなげる取組です。行方不明時の手続きがスムーズになるよう、事前登録も行っています。 ■登録について 認知症の人の氏名、年齢、身体的特徴、連絡先、顔写真等について登録いただくことで、行方不明発生時に迅速な対応が可能となります。 ■協力者について 地域包括支援センター、地域関係団体、介護保険関係団体、医療関係団体、交通機関、民生委員・児童委員、金融機関等、拡大に取り組んでいます。 ■行方不明となったとき 行方不明となったときは、家族などが警察へ行方不明の届け出後、各区の見守り相談室又は休日・夜間事業者が見守りメールの配信を行います。	・登録について 認知症の人又は認知症の疑いのある人 ・協力者について 市内に事業所がある企業・団体等	お住まいの区の見守り相談室(各区社会福祉協議会) (57ページ参照)
認知症高齢者位置 情報探索事業	行方不明のおそれがある認知症の人を介護している家族等に対して、位置情報専用端末を利用した発信機器等の貸与や位置情報探索、位置情報の提供を行います。 ■費 用 ・初期費用……………本市負担 ・月額使用料(税込1,320円) 市民税非課税世帯………本市負担 - 市民税課税世帯……………利用者負担	・行方不明のおそれがある認知症の人を介護している家族等 ※ただし、見守り相談室にて相談・継続的な見守りの過程で位置情報の提供の活用による支援が必要と認められる場合に限りま す。	お住まいの区の見守り相談室(各区社会福祉協議会) (57ページ参照)

名 称	内 容	対象者	申込み・ 問合せ先等
認知症高齢者緊急ショートステイ事業	認知症の人を介護するご家族が、急病や事故など突発的な事由により、一時的に介護ができなくなった時に、認知症の人を一時的に介護福祉施設に受け入れ、介護サービスを提供します。 ■利用条件 ・介護者が急病や事故の場合 ・介護者に葬祭等のやむを得ない事情がある場合 ・介護者の心身が著しく疲労した状態にあり、適切な介護ができない場合 ・独居で、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続できない場合 など ■利用期間 ・原則として14日以内	本市に居住する認知症の人又は認知症の疑いがある人を介護する家族のうち、次のいずれかの要件に該当する場合。 ・介護者の急病や事故等により、他に介護する者がいない場合 ・介護者の家族が急病等により、同じ介護者がその家族の介護を行う必要がある場合 ・葬祭等緊急やむを得ない介護者の事情があり、他に介護する者がいない場合 ・介護者の心身が疲労した状態にあり、一時的に利用対象者の在宅生活の継続が困難な状況となっている場合 ・認知症及び認知症の疑いがある独居高齢者等のうち、突発的な事情により、単独で在宅生活を継続することが困難な状況となり、他の介護保険サービス利用等の支援体制が整うまでの間、一時的に施設入所が必要な場合 ・本市の区域内に住所を有する高齢者で、認知症及び認知症の疑いがある者が罹災等不測の事態により、居宅に住むことができなくなった場合	・要介護認定を受けて介護制度を利用している方は、担当のケアマネジャーへ ・要介護認定を受けていない人は、お住まいの地域の地域包括支援センターへ (51～52ページ参照) ■介護福祉施設の受付日時 月曜～金曜(祝日を除く)の9時～17時
キャラバン・メイト養成研修事業	○キャラバンメイト養成研修 認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の講師役となる「キャラバンメイト」を養成します。 ○認知症サポーター養成講座 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人やその家族を支援する「認知症サポーター」を養成します。	○キャラバンメイト養成研修 ・地域包括支援センター職員 ・介護従事者(ケアマネジャー、施設職員等) ・医療従事者(医師、看護師等) ・民生児童委員 ・その他(ボランティア等) ○認知症サポーター養成講座 ・大阪市に在住の方又は勤務されている方	認知症サポーター養成講座を受講したい方は、お住まいの区の区社会福祉協議会 (57ページ) キャラバンメイト養成研修を受講したい方 認知症サポーター講座を開催したい方 大阪市社会福祉協議会地域福祉課 電話:6765-7273

名 称	内 容	対象者	申込み・ 問合せ先等
オレンジサポーター地域活動促進事業	各区の認知症強化型地域包括支援センターにコーディネーターを配置して、地域で活動を希望する、または活動している認知症サポーターに、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識の習得を目的としたステップアップ研修を実施し、認知症の人や家族を中心に、研修受講者(オレンジサポーター)で構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」の活動を促進しています。 また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー」として登録・周知し、地域における支援活動を促進しています。	○ステップアップ研修 認知症サポーター養成講座受講者が対象となります。 ○オレンジサポーター ステップアップ研修受講者(受講予定者)がオレンジサポーターとして活動できます。 ○オレンジパートナー 認知症の人にやさしい取組をしている企業・団体 ・認知症の人とその家族等	ステップアップ研修を受講したい方 大阪市キャラバン・メイト事務局 電話：6765-7273 オレンジサポーター及びオレンジパートナーについては、お住まいの区の認知症強化型包括支援センターへ(56ページ参照)

IV 介護保険

1 介護保険制度の対象者

被保険者

第1号被保険者:65歳以上の方(介護保険料は所得等に応じて15段階に設定されます。)

○介護サービスを利用できる方

- ・入浴、排せつ、食事などの日常生活動作について、常に介護が必要な方（要介護者）
- ・心身の状態が改善する可能性が高い方で、日常生活の一部に支援が必要な方（要支援者）

○総合事業のサービスを利用できる方

- ・心身の状態が改善する可能性が高い方で、日常生活の一部に支援が必要な方（要支援者）
- ・基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方（事業対象者）

第2号被保険者:40～64歳で医療保険に加入している方

(介護保険料はご加入の医療保険で決定されます。)

○介護サービスを利用できる方

- ・老化が原因とされる病気(16種類の病気)により介護等が必要になった方（要介護者・要支援者）

2 介護保険サービスの手続き

介護保険サービスを利用するには、要介護認定の申請を行い、介護が必要な状態であるかどうかについての認定を受ける必要があります。

① 申請

認定を受けるには、「介護保険要介護認定・要支援認定申請書」を大阪市認定事務センターあてに郵送、もしくは、お住まいの区の区役所(保健福祉センター)保健福祉課の介護保険の窓口で要介護認定の申請を行います。居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに依頼して、申請を代行してもらうこともできます。

② 要介護・要支援の認定

【認定調査】

大阪市から委託を受けた調査員等が、事前に日程を調整のうえ訪問し、本人の心身の状況などについて調査を行います。

【介護認定審査会】

保健・医療・福祉の専門家などが、認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、介護を必要とする度合い(状態の区分)を全国統一の基準により審査します。

【認定結果の通知】

介護認定審査会での審査判定結果にもとづいて、大阪市が、非該当(自立)、要支援1・2または要介護1～5のいずれかの認定を行い、本人に通知します。

③ 認定の有効期間

認定の有効期間は、原則6か月(更新の場合は12か月)です。ただし、心身の状態によって48か月まで延長、または、3か月まで短縮される場合があります。なお、新規申請の場合、有効期間の始期は認定結果が出た日からではなく、新規申請日からとなります。

④ 居宅サービス計画等の作成

要介護または要支援と認定された方は、居宅サービス計画または介護予防サービス計画、事業対象者の方は、介護予防ケアマネジメント(ケアプラン)を作成する必要があります。計画の作成は、要介護と認定された方は居宅介護支援事業者(介護支援専門員)に、また、要支援と認定された方及び事業対象者の方は地域包括支援センター等に依頼し、どのようなサービスが必要か等を相談し、サービスを適切に利用できるよう計画を作成します。(要支援と認定された方及び事業対象者の方のサービス計画は、地域包括支援センターが居宅介護支援事業者に委託することがあります。)

介護保険施設等に入所している場合は、施設が「施設サービス計画」を作成しますので、居宅サービス計画等の作成は不要です。計画(ケアプラン)の作成には利用料の自己負担がありません。

⑤ 暫定ケアプラン

認定申請中で認定結果が出るまでの間、仮の「サービス計画」(暫定ケアプラン)を作成し、サービスを利用することができます。

ただし、サービスの利用額が、認定された要介護状態区分の利用限度額を上回った場合等は、その上回った額は全額自己負担となります。

3 介護保険サービス及び総合事業のサービスの種類

介護保険で利用できるサービスには、要介護1～5の方が利用できる介護サービス(訪問介護等)と、要支援1・2の方が利用できる介護予防サービス(介護予防訪問看護等)があり、次の①～⑥の各サービスは介護予防サービス内容を含んでいます。

なお、「大阪市介護予防・日常生活支援総合事業」(総合事業)の実施に伴い、平成29年4月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、「⑦総合事業のサービス」として実施しています。

総合事業のサービスは、要支援1・2の方及び事業対象者の方(※)が利用できるサービスです。(要介護1～5の方は利用できません)

※:基本チェックリストに該当し、要支援者に相当する状態と認められる方

① 自宅で利用できるサービス

サービスの種類	内 容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事・その他の日常生活上のお世話を行います。通院時等の乗車や降車の介助もあります。(要支援1・2の方は利用できません)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24時間安心して居宅での生活が送れるよう、介護職員と看護職員が日中・夜間を通じて、定期の巡回訪問と随時対応を行います。(要支援1・2の方は利用できません)
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問または通報により、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事・その他の日常生活上のお世話を行います。(要支援1・2の方は利用できません)
訪問入浴介護	介護職員と看護師が移動入浴車等で訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。
訪問看護	医師の指示にもとづき、看護師等が訪問し、療養上のお世話、診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示にもとづき、理学療法士や作業療法士等が訪問し、リハビリテーションを行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の管理・指導を行います。

② 通いで利用できるサービス

サービスの種類	内 容
通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供、機能訓練等が日帰りで受けられます。(要支援1・2の方は利用できません)
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設・病院・診療所等に通い、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーション等が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の方がデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供、機能訓練等が日帰りで受けられます。
地域密着型通所介護	利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター等に通い、入浴や食事の提供、機能訓練等が日帰りで受けられます。

③ 施設に短期入所するサービス

サービスの種類	内 容
福祉施設における短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に短期間入所して、食事、入浴等の介護や機能訓練が受けられます。
医療施設における短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練が受けられます。

④ 福祉用具・住宅改修

サービスの種類	内 容
福祉用具貸与	(貸与対象となる品目) ①車いす ②車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品(マットレス、サイドレール、スライディングボード・スライディングマット、介助用ベルト等) ⑤床ずれ防止用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器 ⑧移動用リフト(浴槽内リフト、段差解消機、立ち上がり用いす等、ただしつり具を除く) ⑨手すり ⑩スロープ ⑪歩行器(6輪歩行器を含む) ⑫歩行補助つえ ⑬自動排泄処置装置(交換可能部品を除く) (要支援1・2及び要介護1の方は、①～⑧を原則として利用できません) (要支援1・2及び要介護1・2・3の方は⑬は原則として利用できません)
住宅改修費	(改修費支給の対象となる改修の種類) 手すりの取付け、段差の解消、滑りの防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等。 ※改修工事前にお住まいの区の区役所(保健福祉センター)保健福祉課の介護保険の窓口へ相談してください。
特定福祉用具購入費	(購入費支給の対象となる品目) 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部分、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具、固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖。 固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖については、令和6年4月から貸与と購入の選択制が導入されました。 ※購入前にお住まいの区の区役所(保健福祉センター)保健福祉課の介護保険の窓口へ相談してください。なお、都道府県等の指定を受けた事業者から購入することができます。

⑤ 施設・居住系のサービス

サービスの種類	内 容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	寝たきりや認知症の方で、在宅での介護が困難な方に対して、介護職員等が、食事・入浴・介護・機能訓練等のお世話をする施設です。 新たな入所者は、原則要介護3以上の方となります。(要介護1・2の方で特例入所要件に該当する方は、入所対象となります。要支援1・2の方は利用できません。)
介護老人保健施設	寝たきり等で、看護や介護を必要とする高齢者および認知症の方に対して、リハビリテーション等の医療ケアと生活サービスを一体的に提供し、在宅の生活への復帰を支援する施設です。(要支援1・2の方は利用できません)
介護医療院	重篤な身体疾患を有する方や身体合併症を有する認知症高齢者の方等に長期療養等を行います。(要支援1・2の方は利用できません)
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症のために介護を必要とする方に、共同生活住居(5～9人)において日常生活上のお世話などを行います。また、30日以内の短期利用(ショートステイ)も出来ます。(要支援1の方は利用できません)
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム等における介護)	特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム、ケアハウス、養護老人ホームで行われている介護も、介護保険給付の対象とすることができます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の特定施設のうち、入居定員29人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者に、サービスの内容や担当者等を定めた計画にもとづき入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練および療養上のお世話を行います。(要支援1・2の方は利用できません)
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	入所定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所した方に、介護職員等が、食事・入浴等の介護や機能訓練等を行います。 新たな入所者は、原則要介護3以上の方となります。(要介護1・2の方で特例入所要件に該当する方は、入所対象となります。要支援1・2の方は利用できません。)

⑥ 通い、訪問、泊まりの複合的なサービス

サービスの種類	内 容
小規模多機能型居宅介護	要介護者等が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択にもとづいて居宅または一定のサービスの拠点に通所または短期間宿泊することにより、その拠点において入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	医療ニーズの高い要介護者に対して、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択にもとづいて居宅または一定のサービスの拠点に通所または短期間宿泊することにより、その拠点において入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上のお世話および機能訓練を行います。(要支援1・2の方は利用できません)

⑦ 総合事業のサービス

サービスの種類	内 容
介護予防型訪問サービス	訪問介護員（ホームヘルパー）が身体介護や生活援助を行います。（要支援1・2の方が利用できます）
生活援助型訪問サービス	大阪市の研修を修了した従事者などが生活援助を行います。（要支援1・2の方及び事業対象者の方（※）が利用できます）
住民の助け合いによる生活支援活動	○実施地域：港区、東成区、生野区・旭区（周辺含む） 介護予防ポイント事業（次ページ参照）の活動登録者が、生活援助や介護保険サービス外の生活支援の活動を提供します。（要支援1・2の方及び事業対象者の方（※）が利用できます）
サポート型訪問サービス	閉じこもり予防や口腔機能向上や栄養改善の必要な方を看護師、歯科衛生士、管理栄養士が訪問し支援を行います。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できます）
介護予防型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間以上のデイサービスを行います。（要支援1・2の方及び事業対象者の方（※）が利用できます）
短時間型通所サービス	入浴、食事、レクリエーション、機能訓練など、3時間未満のデイサービスを行います。（要支援1・2の方及び事業対象者の方（※）が利用できます）
選択型通所サービス	短期間で集中的に、運動器の機能向上、口腔機能向上、または栄養改善のプログラムを行います。（要支援1・2の方及び事業対象者の方が利用できます）
※要支援から引き続き事業対象者になった方に限る	

4 サービスの費用と利用者負担

① 居宅サービス及び総合事業のサービスの費用と利用者負担

居宅サービス及び総合事業のサービスの費用は、受けたサービスの費用の1割、2割又は3割を利用者負担として支払います。また、事業対象者・要支援・要介護度の区分ごとに1か月あたりの利用限度額があります。

※ 総合事業のサービスのうち、住民の助け合いによる生活支援活動は、1回あたり100円の利用者負担が必要であり、サポート型訪問サービスは利用者負担がなく、ともに限度額の対象となりません。

② 施設サービスの費用と利用者負担

施設サービスの費用は、要介護度（要支援及び事業対象者を除く）や施設形態、介護にあたる職員の人数等で異なります。費用の1割、2割又は3割と居住費・食費等の負担となります。

5 暫定サービス利用者等に係る介護支援事業について

要介護(要支援)認定申請後、暫定的なケアプランに基づく介護サービス等を利用されていた被保険者が、認定調査を受ける前に亡くなられた場合に、要介護(要支援)認定が適用されず、介護保険の給付を受けることができないため、申請により介護サービス費用の一部を補助します。

- ・ 補助の対象となる事業

- ①暫定で利用した介護サービス費(介護保険法の給付に準じた割合で交付、ただし高額介護サービス費、高額介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費相当事業費については利用者負担世帯合算を適用しない。)

- ②暫定ケアプラン作成費 1件あたり2,000円

- ・ 申請の対象者

- ①暫定的なケアプランに基づき利用した介護サービス費を支払った者(ただし、被保険者本人が支払った場合においては相続人)

- ②暫定ケアプラン作成事業者

- ・ 対象となる介護サービス種類

- (介護給付)

- 居宅介護サービス、特例居宅介護サービス、地域密着型介護サービス、特例地域密着型介護サービス、居宅介護福祉用具購入、居宅介護住宅改修、施設介護サービス、特例施設介護サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス、特例特定入所者介護サービス

- (予防給付)

- 介護予防サービス、特例介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、特例地域密着型介護予防サービス、介護予防福祉用具購入、介護予防住宅改修、高額介護予防サービス、特定入所者介護予防サービス、特例特定入所者介護予防サービス

- (介護予防・日常生活支援総合事業)

- 訪問型サービス、通所型サービス、高額介護予防サービス費相当事業

V 一般介護予防事業

1 介護予防とは

介護予防とは「介護が必要な状態になることをできる限り予防し、自立した自分らしい生活を送り、年齢を重ねても“いきいき”と生きがいをもって暮らすための取組」です。

「自分はまだ元気だから、今のところ必要がない」と考えている方も、元気なうちから介護予防に取り組むことが大切です。

また、法律にも「国民の努力及び義務」として

- 国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、健康の保持増進に努めること
- 要介護状態となっても、進んでリハビリテーションや保健医療サービス等を利用し、有する能力の維持向上に努めることと記載があります。

2 一般介護予防事業の内容及び問合せ

サービスの種類	内 容				
介護予防ポイント事業	介護保険施設等や保育所で介護支援活動や保育支援活動、要支援者等の居宅で生活支援活動を行った際に、活動実績に応じてポイントが貯まり、貯まったポイントを換金できる事業で、介護予防や生きがいづくり、社会参加を促進します。 〈対象者〉市内にお住まいの65歳以上の方(大阪市介護保険第1号被保険者) 〈登録時研修〉参加するためには1時間30分程度の研修を受けていただく必要があります。 <table><tr><td>施設活動コース</td><td> 〈活動の場所〉市内の介護保険施設・事業所や保育所・認定こども園で 事前に登録された施設等 〈活動内容〉施設等の職員とともに行う介護支援活動や保育支援活動 介護支援活動:利用者の話し相手、演芸の披露、清掃、洗濯物の整理 等 保育支援活動:発表会・昔遊びなどの補助、絵本の読み聞かせ、保育備品の修理 等 〈交付ポイント〉活動時間2時間未満で1ポイント、2時間以上で2ポイント </td></tr><tr><td>在宅活動コース</td><td> 【港区、東成区、生野区・旭区(周辺含む)での実施】 〈活動の場所〉助け合い活動の利用を希望する方の自宅等 〈活動内容〉日用品の買物、掃除、洗濯、通院同行、電球交換、植木の水やりなど 〈交付ポイント〉活動1回につき6ポイント </td></tr></table> 〈問合せ先〉大阪市社会福祉協議会 介護予防ポイント事業担当 電話:6765-5610 FAX:6765-3512	施設活動コース	〈活動の場所〉市内の介護保険施設・事業所や保育所・認定こども園で 事前に登録された施設等 〈活動内容〉施設等の職員とともに行う介護支援活動や保育支援活動 介護支援活動:利用者の話し相手、演芸の披露、清掃、洗濯物の整理 等 保育支援活動:発表会・昔遊びなどの補助、絵本の読み聞かせ、保育備品の修理 等 〈交付ポイント〉活動時間2時間未満で1ポイント、2時間以上で2ポイント	在宅活動コース	【港区、東成区、生野区・旭区(周辺含む)での実施】 〈活動の場所〉助け合い活動の利用を希望する方の自宅等 〈活動内容〉日用品の買物、掃除、洗濯、通院同行、電球交換、植木の水やりなど 〈交付ポイント〉活動1回につき6ポイント
施設活動コース	〈活動の場所〉市内の介護保険施設・事業所や保育所・認定こども園で 事前に登録された施設等 〈活動内容〉施設等の職員とともに行う介護支援活動や保育支援活動 介護支援活動:利用者の話し相手、演芸の披露、清掃、洗濯物の整理 等 保育支援活動:発表会・昔遊びなどの補助、絵本の読み聞かせ、保育備品の修理 等 〈交付ポイント〉活動時間2時間未満で1ポイント、2時間以上で2ポイント				
在宅活動コース	【港区、東成区、生野区・旭区(周辺含む)での実施】 〈活動の場所〉助け合い活動の利用を希望する方の自宅等 〈活動内容〉日用品の買物、掃除、洗濯、通院同行、電球交換、植木の水やりなど 〈交付ポイント〉活動1回につき6ポイント				
介護予防教室 (なにわ元気塾)	地域の身近な場所に月1回定期的に参加し、体操や栄養・お口のお手入れ・認知症予防のお話、音楽などのレクリエーション活動、季節に合わせた行事等を通じて、地域の仲間と語らい、ここからだの元気を高めます。 〈対象者〉市内にお住まいの65歳以上の方(大阪市介護保険第1号被保険者) ※参加登録が必要です。 〈場 所〉地域の集会所など 〈問合せ先〉 福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課 電話:6208-9957				
介護予防地域健康講座・健康相談	介護予防の取組を広く周知・啓発することを目的とし、介護予防に関する講座等を開催します。 〈対象者〉市内にお住まいの65歳以上の方 〈問合せ先〉 お住まいの区の区保健福祉センター地域保健活動担当(41～50ページ参照)				
地域介護予防活動の支援	地域の介護予防活動の担い手となる人材を養成するための講座(健康づくりひろげる講座)の開催や、介護予防に効果がある住民主体の通いの場に対し、「百歳体操」に必要な物品の貸出や運動・口腔機能向上のためのリハビリテーション専門職を派遣し、助言指導を実施するなどの支援を行います。 ●健康づくりひろげる講座 〈対象者〉 地域で生活習慣病予防や介護予防活動を実践・担っていただける方 ●百歳体操 〈対象グループ〉 要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止を目的とした住民主体の通いの場として「百歳体操」の実施を予定しており、次のすべての項目を満たすグループ (1)参加予定者が5名以上のグループで、週1回以上定期的の実施できること (2)参加予定者の半数以上が65歳以上の大阪市民であること (3)グループの申込者が大阪市民又は大阪市内在勤者であること (4)活動場所が大阪市内であること (5)最低でも3か月以上継続的に実施できること (6)営利目的でなく、参加予定者が介護保険・障がい者福祉施設等の入所者でない、又は開催時間帯において介護保険・障がい福祉等サービスの利用者でない等、他の事業と重複していないこと 〈問合せ先〉お住まいの区の区保健福祉センター地域保健活動担当(41～50ページ参照)				

VI 生きがいづくり

1 団体・施設

名 称	内 容	問合せ先
老人クラブ	高齢者が自らの老後を健全で豊かなものとするための自主的な組織として地域において結成されており、レクリエーションや教養の向上、清掃奉仕や友愛訪問等様々な活動を展開します。	各老人福祉センター (58ページ参照)
老人福祉センター	地域の高齢者の皆さんに健康で明るい生活を営んでいただくため、生活相談のほか、各種教養講座や、趣味、生きがいづくり、レクリエーション等の機会を設けたり、老人クラブへの援助等を行います。 対象者：市内にお住いの60歳以上の方 利用時間：午前10時～午後5時 休日：日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)	

2 生涯学習・文化活動

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・ 問合せ先等
総合生涯学習センター	生涯学習に関する情報収集・提供と学習相談、現代的・社会的課題に関する学習機会の提供(高齢者を対象とした学習機会の提供を含む)、人材育成(生涯学習まちづくり市民大学)など。	主に成人	無料 (一部、有料もあり)	総合生涯学習センター 〒530-0001 北区梅田 1-2-2-500 電話:6345-5004 FAX:6345-5019
生涯学習ルーム	地域の人々が気軽に学べる生涯学習の場として、市内小学校の特別教室等を活用し、各種の講習・講座を開催します。 内容は、手芸、書道、健康体操、生花、コーラス、社交ダンスの他、パソコン、手話、外国語、日本語教室など	原則として 地域住民の方	講座により異なる (材料費等)	各区役所 生涯学習 ルーム担当
緑化普及啓発講習会	地域の人々に積極的な緑化の普及啓発を図るため、本市が育成した緑化ボランティアの協力のもと市内各地へ講師を派遣して家庭園芸などの講習を実施します。 場所：各地域の区民センター等	園芸等に興味のある方	無料 (教材費のみ実費)	問合せ先： 建設局 各公園事務所 (61ページ参照)
市立文化施設等敬老優待制度	市立文化施設などへ優待します。 対象施設： 大阪城天守閣、天王寺動物園、慶沢園、大阪城西の丸庭園、城北菖蒲園、長居植物園、美術館、科学館、自然史博物館、東洋陶磁美術館、大阪歴史博物館、大阪市立住まいのミュージアム、咲くやこの花館	大阪市内に住所を有する65歳以上の方	入園・入館料が無料 (ただし、特別展などを除く)	申込み：各施設利用の際、敬老優待乗車証(18ページ)・介護予防ポイント手帳・運転免許証などを持参し、入口で提示してください。 問合せ先：福祉局高齢者施策部高齢福祉課 電話：6208-8054 FAX：6202-6964

3 生涯スポーツ

名 称	内 容	問合せ先
市民レクリエーションセンタースポーツ教室	小学校・中学校の体育館で各種のスポーツ教室を開催します。 対象者:15歳以上(中学生を除く)の方 ※一部教室は、小学生・中学生も参加可能。 場所:各レクリエーションセンター(22か所)	(一財)大阪スポーツみどり財団 〒552-0005 港区田中3-1-40 Asueアリーナ大阪内 電話:6576-0800 FAX:6576-0080
スポーツセンター・屋内プール(スポーツ教室)	各区スポーツセンターと屋内プールで各種スポーツ教室を開催します。 対象者:種目により異なります。 実施場所:各区スポーツセンター・屋内プール 費用:各区スポーツセンター・屋内プールにお問い合わせください。	経済戦略局 スポーツ部スポーツ課 電話:6469-3870
スポーツ施設の高齢者割引	市営屋内プールおよびトレーニングルームは大人料金の半額で、市営屋外プール・アイススケート場(大阪プール、真田山プール、浪速屋内プール)は割引料金でご利用いただけます。 対象者:65歳以上の方	
大阪市スポーツボランティア制度	「大阪市スポーツボランティア」登録制度を利用し、大阪市の関わる各種大会、スポーツイベント等にご参加いただけます。	経済戦略局 スポーツ部スポーツ課 電話:6469-3882

4 就労支援

名 称	内 容		
大阪市シルバー人材センター	長年培った豊かな知識や経験、技能を活かしながら社会参加をしたい、生きがいや生活の充実を図りたい高齢者の方に、会員登録をしていただき、希望に応じて仕事を提供します。 対象者:臨時的・短期的、簡易な仕事を希望する60歳以上の方 費 用:年会費 1,200円 受付時間:月～金曜日 9:00～17:30 (国民の祝日、年末年始を除く) ※「生きがい」「健康維持」「社会参加」を目指すことを目的としているため、生活のために働くことを目的とした方を対象としていません。 ※希望や能力に応じて仕事の提供を行いますので、入会されてもすぐに就業できるとは限りません。		
	問合せ先	担当区域(お住いの区)	住所・電話等
	本 部	都島区、旭区、城東区、鶴見区	〒536-0008 城東区関目3-1-14 電話:6931-0221
	北部支部	北区、西淀川区、淀川区、東淀川区	〒530-0033 北区池田町1-50 電話:6882-3830
	西部支部	福島区、此花区、西区、港区、大正区、住之江区、住吉区、西成区	〒550-0012 西区立売堀4-10-18 電話:6543-7011
	南部支部	中央区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区	〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 電話:6765-6116

5 生活支援サービスの充実に向けた支援

名 称	内 容	問合せ先
生活支援体制整備事業	ひとり暮らし高齢者や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、支援を必要とする高齢者の増加に伴い、多様化する生活支援ニーズに対し、多様な主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援コーディネーターを各区に配置し、地域のニーズや資源の把握、ネットワークの構築、生活支援の担い手の養成、地域の資源・生活支援サービスの開発、活動の場の発掘などの取組みを行います。	各区社会福祉協議会 (57ページ参照)

VII 健康づくり

1 健康増進事業

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
すこやか手帳 (健康手帳)		健康増進事業の参加者等	生活習慣病の予防や日常の健康管理に役立ててもらうため、医療の記録、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載するすこやか手帳(健康手帳)を交付します。 本市HPでもデジタルブックやPDFファイルにより閲覧可能です。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
健康 教育	地域健康講座	原則として64歳以下の方	生活習慣病予防やその他健康づくりに関する講座を地域に出向いて開催します。	
	健康講座 保健栄養 コース	健康づくりに関心があり、 地域で組織活動ができる 方	健康づくり・食育推進のリーダーを養成し、地域住民に食生活を中心とした健康自主管理の方法の浸透を図り、市民の健康水準を高めるための講座を開催します。	
	食生活習慣改善 指導	骨粗しょう症検診受診者 で、食生活習慣を改善する 必要があると認められる方	食生活を把握し、個々人に応じた具体的な食生活習慣改善指導を行い、健全な食生活習慣の確立を通じて、生活習慣病や低栄養・フレイルの予防並びに悪化の防止を図ります。	
	骨粗しょう症対策 (骨粗しょう症検 診)	18歳以上の方	骨粗しょう症検診を行い、骨粗しょう症を予防するための日常生活など正しい知識の普及啓発を行います。	
健康 相談	地域健康相談	大阪市にお住まいの方	地域健康講座(健康教育の項参照)などの際に地域へ出向き、健康に関する個別の相談に応じます。	
	歯科健康相談		歯科医師が歯の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。	

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
健 康 診 査	胃がん検診 ※同一年度中はいずれ か	50歳以上の方	胃部エックス線検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
		50歳以上の方 (2年度に1回)	胃内視鏡検査 (※取扱医療機関でのみ実施。また、翌年度胃がん 検診(胃部エックス線検査・胃内視鏡検査)を受ける ことはできません。)	
	大腸がん検診	40歳以上の方	免疫便潜血検査(自己採便)	
	肺がん検診	40歳以上の方	胸部エックス線検査 喀痰細胞診検査(50歳以上で喫煙指数が600以上の 方)	
	子宮頸がん検診	20歳以上の女性(2年度に1 回)	子宮頸部細胞診検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
	乳がん検診	40歳以上の女性(2年度に1 回)	マンモグラフィ	
		30歳代の女性及び40歳以 上でマンモグラフィ適応外 の方	超音波検査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
	前立腺がん検診	年度末現在で50・55・60・ 65・70歳の男性	PSA検査(採血) (※取扱医療機関でのみ実施)	
	歯周病検診	年度末現在で 20,25,30,35,40, 45,50,55,60,65,70歳の方 ※経過措置として、下記の 方も対象 令和6年1月1日 ～3月31日の間に 40,45,50,55,60,65,70歳に なられた方	口腔内診査 (※取扱医療機関でのみ実施)	
ただし、いずれの検診も、職場等で受診機会のある方、自覚症状がある方や治療中の方は、対象者から除きます。				

名 称		対象者	内 容	申込み・ 問合せ先等
訪 問 指 導	訪問指導	原則40歳以上64歳以下で療養上の保健指導・栄養指導・口腔衛生指導が必要である方及びその家族 (ただし、介護保険給付以外のサービスに係る調整が必要な方及び健康管理を要する介護者については、65歳以上の方も対象)	保健師等が家庭を訪問し、心身機能の低下防止と健康の保持増進を図るために必要な指導を行います。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
	訪問栄養指導		栄養士が家庭を訪問し、栄養バランスに関する指導や適切な食生活を確保するための栄養指導を行います。	
	訪問口腔衛生指導		歯科衛生士が家庭を訪問し、ブラッシングや義歯の取扱いなどの口腔衛生指導を行います。	

2 感染症対策

名 称		対象者	申込み・ 問合せ先等
感 染 症 予 防	結核健康診断 (胸部X線検査)	市内在住の15歳以上の方 ※65歳以上の方は一年に一度、結核健康診断を受けることが義務となっています。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照) 大阪市保健所感染症対策課 (感染症グループ) 06-6647-0656 (予防接種) 06-6647-0813
	インフルエンザ予防接種	65歳以上の方等	
	高齢者用肺炎球菌予防接種	接種当日に65歳の方 ※過去に接種を受けた方は除く	
	肝炎ウイルス検査	20歳以上の大阪市民で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方。かつ大阪市肝炎フォローアップ事業に同意する方。	

3 精神保健福祉対策

名 称	内 容
精神保健福祉相談	精神保健福祉に関する相談に、精神科医師・精神保健福祉相談員・保健師などが応じます。 (詳しくは7ページをご覧ください。)

VIII 地域生活支援、権利擁護、啓発・交流

1 地域生活支援

名 称	内 容	申込み・問合せ先等
大阪市ボランティア活動振興基金	地域における高齢者・障がい者・児童などの福祉向上や、福祉ボランティアの振興を目的として、大阪市社会福祉協議会が運営している基金です。 市内で福祉ボランティア活動を行っているグループなどを対象に、活動に必要な費用などを助成しています。	大阪市ボランティア・市民活動センター 〒543-0021 天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター 1階 電話:6765-4041 FAX:6765-5618 受付時間:月～金9:00～19:00/土 9:00～17:30 休館日:日・祝・国民の休日・年末年始
各区ボランティア・市民活動センター	福祉ボランティアの相談・登録・需給調整・活動支援・養成講座・交流・広報・福祉教育・ボランティアグループの紹介等を行います。	各区ボランティア・市民活動センター (区社会福祉協議会 57ページ参照)
大阪市ボランティア・市民活動センター	詳しくは12ページをご覧ください。	

2 権利擁護

名 称	内 容	申込み・問合せ先等											
あんしんさぽーと事業 (日常生活自立支援事業)	認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方が地域で安心して生活することができるよう、お住まいの区の社会福祉協議会(区在宅サービスセンター)において、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いします。 ・福祉サービス等の利用援助 福祉サービスを安心して利用できるように、情報の提供や相談、利用手続きの支援や契約の立会い、福祉サービス苦情解決制度の利用手続きの支援を行っています。 ・金銭管理サービス 定期的に家庭を訪問して、日常生活を維持するための預貯金の出し入れや、家賃、公共料金、福祉サービス利用料、医療費などの支払い手続きを代行します。 ・預かりサービス 預貯金通帳や、有価証券、証書、キャッシュカードなどを区社会福祉協議会が契約する金融機関の貸金庫に保管します。 ※宝石、貴金属、書画、骨董品などは預かれません。 ○対象者 認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、次のいずれにもあてはまる方 ・大阪市内に在住の方 ・契約時に意思の確認ができる方 ○サービス利用料 <table><tr><td></td><td>訪問による 金銭管理サービス</td><td>預かりサービス</td></tr><tr><td>市民税課税者</td><td>1回 900円</td><td rowspan="2">年間 3,000円 (月 250円)</td></tr><tr><td>市民税非課税者</td><td>1回 600円</td></tr><tr><td>生活保護受給者</td><td>無 料</td><td>無 料</td></tr></table>		訪問による 金銭管理サービス	預かりサービス	市民税課税者	1回 900円	年間 3,000円 (月 250円)	市民税非課税者	1回 600円	生活保護受給者	無 料	無 料	各区社会福祉協議会 (区在宅サービスセンター) (57ページ参照) 受付時間:月～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日、年末年始は休み)
	訪問による 金銭管理サービス	預かりサービス											
市民税課税者	1回 900円	年間 3,000円 (月 250円)											
市民税非課税者	1回 600円												
生活保護受給者	無 料	無 料											

名 称	内 容	問合せ先
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を保護、支援するために、法的に権限を与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら生活状況や身体状況等を考慮して、本人の生活や財産を守る制度です。	①法定後見制度について ◎大阪家庭裁判所 〒540-0008 中央区大手前4-1-13 電話:6943-5872 受付時間:月～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) 申立てができる人 …本人、配偶者、4親等内の親族等 ◎身寄りがいないなどで申立てができない場合の相談窓口 ・各区役所(保健福祉センター) (41～50ページ参照) ◎次の場所でも相談に応じています。 ・各地域包括支援センター (51～52ページ参照) ・大阪市成年後見支援センター 〒557-0024 西成区出城2-5-20(大阪市社会福祉研修・情報センター内) 電話:4392-8282 FAX:4392-8900 受付時間:月～土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日、年末年始は休み)
成年後見制度のしくみ 支援する人 法定後見制度 補助 判断能力が不十分な方が対象 補助人 保佐 判断能力が著しく不十分な方が対象 保佐人 後見 判断能力がない方が対象 成年後見人 任意後見制度 判断能力に問題のない方が対象 (将来の判断能力の低下に備える) 任意後見人 ※家庭裁判所が適任者を選任します。 ※あらかじめ結んでおいた任意後見契約に基づいて、本人の判断能力が不十分になったときに任意後見人が支援します。 ※自分の意思で後見人となる者を決めて、公証役場で契約を結びます。		
②任意後見制度について ◎公証役場 (土・日曜日、祝日、年末年始は休み) ・梅 田(電話:6376-2568) ・平野町(電話:6231-8584) ・本 町(電話:6271-6265) ・江戸堀(電話:6443-9488) ・難 波(電話:6643-9304) ・上 六(電話:6763-3648)		

3 啓発・交流

名 称	内 容	問合せ先等
高齢者福祉月間	毎年9月を高齢者福祉月間として、高齢者福祉大会などを実施します。	福祉局高齢者施策部 高齢福祉課 電話:6208-8054 FAX:6202-6964

IX 住まい

名 称	内 容	対象者	費用	申込み・ 問合せ先等
養護老人 ホーム	自立した日常生活を営むことができるように、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行う。	65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方	入所者の収入及び扶養義務者の所得税額等の階層に応じて費用徴収額を決定し、本人及び扶養義務者から費用を徴収します。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
軽費老人 ホーム (ケアハウス)	低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。	60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方(ただし配偶者、三親等内の親族等、特別な事情により当該者と共に入居する必要があると認められる者についてはこの限りではない)	入所者の収入に応じたサービスの提供に要する費用の負担額と生活費(定額)及び居住に要する費用の合計額	入居を希望される施設へ直接お申込みください。 (60ページ参照)
経過的軽費 老人ホーム (A型)	低額な料金で食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供します。	60歳以上の方で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な方(ただし配偶者、三親等内の親族等、特別な事情により当該者と共に入居する必要があると認められる者についてはこの限りではない)	サービスの提供に要する費用の入居者の収入に応じた負担額と生活費(定額)の合計額	入居を希望される施設へ直接お申込みください。 (60ページ参照)
生活支援 ハウス	必要に応じ住居を提供し、各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行います。また、利用者の虚弱化等に伴い介護サービス等を必要とする場合は、必要に応じ、利用手続き等を援助します。	大阪市内に住所を有する60歳以上の方で、かつ、ひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方もしくは、家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢等のため独立して生活することに不安のある方	利用者の収入の階層に応じた利用者負担額と光熱水費の実費を負担してください。	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
高齢者住宅	市営住宅の一部を高齢者福祉住宅として優先募集しています。	市営住宅の申込資格のある次の方 【単身者向け住宅】 60歳以上の方 【世帯向け住宅】 60歳以上の方で、次のいずれかの親族と2名以上で同居しようとする世帯 ① 配偶者 ② 18歳未満の児童 ③ 身体障がい者、知的障がい者または精神障がい者 ④ 60歳以上の方 ※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。	家賃 他共益費等	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照) 申込時期: 毎年5月頃募集

名称	内 容	対象者	給付限度額		申込み・ 問合せ先等
高齢者ケア付 住宅	高齢者の世帯が地域社会の中で自立して、安全かつ快適な生活ができるよう、その在宅生活を支援するため、手すりの設置、段差の解消など、安全で快適な設備・設計を行うとともに、同一住宅内に安否確認・生活相談・緊急時対応・一時的家事援助・関係機関への連絡などの在宅支援を行うライフサポートアドバイザー(生活援助員)が配置された住宅です。	【単身者向け住宅】 60歳以上の方 【世帯向け住宅】 60歳以上の夫婦のみの世帯(一方が60歳以上であればよい)または、すべて60歳以上の親族で2名以上同居する世帯 ※単身者向け住宅・世帯向け住宅ともに自立して生活できる方 ※親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。	家賃とは別に利用料として家賃区分に応じ、最高月額4,900円を負担していただく場合があります。		福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話:6208-9995 FAX:6202-6964
高齢者 住宅改修費給 付	介護保険制度の住宅改修費の支給を受けて住宅改修を行うとき、介護保険制度に関連するが支給対象とならない部分の住宅改修が必要な場合に、その費用を給付します。 ※ ただし、給付額は工事費(消費税を含む)を限度とし、1世帯1回限りです。	要支援または要介護の認定を受けた高齢者のいる世帯で、介護保険制度の「居宅介護(介護予防)住宅改修費」を申請した世帯	介護保険料段階	給付額	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)
			第1段階 生活保護世帯又は 支援給付対象世帯 (※1)	工事費用のうち 30万円まで給 付 (自己負担なし)	
			第1～4段階 市民税非課税世帯	工事費用のうち 30万円まで給 付 (1割の自己 負担あり)	
			第5～6段階 対象となる高齢者本人が市民税非課税であるが世帯は課税世帯	工事費用のうち 5万円まで給付 (1割の自己負担あり)	
			第7段階以上 対象となる高齢者本人が市民税課税	対象外	

(※1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条に規定する支援給付の対象

X その他

1 医療費の支給等

名 称	内 容	申込み・ 問合せ先等
後期高齢者 医療制度	次の方を対象とした医療制度です。(制度の運営は大阪府後期高齢者医療広域連合) ○対象者:75歳以上の方(75歳の誕生日当日から) 65歳から74歳の方で、申請により大阪府後期高齢者医療広域連合が一定の障がいがあると認めた方(広域連合に申請し、認定を受けた日から) ○医療機関の窓口での自己負担割合 一般の方:1割 一定以上の所得の方:2割 現役並み所得の方:3割 ※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。	各区役所 (保険年金業務担当)
大阪府国民健康保険高齢受給者証	保険証とは別に、70歳から74歳の大阪市国民健康保険加入者に交付する自己負担割合を表示した受給者証です。医療機関で診療を受けるときは、保険証とあわせて提示してください。 ○対象者:大阪市国民健康保険に加入している70歳から74歳の方 ○医療機関の窓口での自己負担割合:2割 ※ただし、一定以上所得者については、3割になります。	各区役所 (保険年金業務担当) ※大阪市国民健康保険以外の医療保険に加入されている方は、各保険証発行機関

2 税負担の軽減

名 称	内 容	問合せ先等
税負担の 軽減	障がい者控除 ・65歳以上の方 ねたきり高齢者または認知症高齢者の方で、その程度が障がい者手帳などの交付基準に準ずる場合は、手帳の交付を受けていない方も、「障がい者控除対象者認定書」の交付を受けることにより、障がい者控除を受けることができ、所得金額から次の金額が控除されます。 障がい者控除額……………住民税:26万円、所得税:27万円 特別障がい者控除額……………住民税:30万円、所得税:40万円 (同居の場合の特別障がい者控除額(※))……………住民税:53万円、所得税:75万円) ※同一生計配偶者または扶養親族が、納税者または納税者の配偶者もしくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかと常に同居している特別障がい者である場合に適用されます。 「障がい者控除対象者認定書」の問合せ先:各区役所(保健福祉センター)(41～50ページ参照)	お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ (個人市民税担当) (62ページ参照)
	扶養控除 70歳以上の高齢者を扶養している場合は、所得金額から次の金額が控除されます。 (70歳以上の方の場合)…住民税:38万円、所得税:48万円 (70歳以上の父母等で同居の場合)…住民税:45万円、所得税:58万円 (参考)16歳以上18歳以下・23歳以上69歳以下…住民税:33万円、所得税:38万円 19歳以上22歳以下…住民税:45万円、所得税:63万円 配偶者控除(※) (70歳以上の方の場合)…住民税:38万円、所得税:48万円 (69歳以下の方の場合)…住民税:33万円、所得税:38万円 ※扶養する方、扶養される方、双方に所得金額の制限があります。上記の控除額は、納税義務者本人の合計所得金額が900万円以下かつ配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合です。納税義務者本人の合計所得金額が900万円を超える場合は段階的に控除額が減少し、1,000万円を超える場合は控除の適用はありません。	

3 年金など

名 称	内 容	申込み・ 問合せ先等
老齢基礎年金	保険料を納めた期間(厚生年金加入期間等を含みます。)、保険料を免除された期間、合算対象期間(カラ期間)の3つの期間を合わせて10年以上ある65歳に達した方に支給されます。 20歳から60歳になるまでの40年間の全期間保険料を納めた方は、65歳から満額の老齢基礎年金が支給されます。 令和6年4月分からの年金額(満額): 【67歳以下】816,000円 月額:68,000円 【68歳以上】813,700円 月額:67,808円 (※保険料の未納期間は年金額の計算の対象期間になりません。) 国民年金制度が成立したとき、既に20歳を超えていた方(昭和16年4月1日以前生まれの方)は、60歳になっても40年(480月)加入できないため、生年月日に応じた加入可能年数と保険料を納めた期間を計算して支給されます。 (※公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の基礎年金受給者の方に年金生活者支援給付金が支給されます。)	各年金事務所 (62ページ参照) ※公的年金の加入期間がすべて第1号被保険者である方は、各区役所(保険年金業務担当)
老齢福祉年金	国民年金制度が発足した当時、既に高齢のため加入しても老齢年金に結びつかない方に、全額国の負担によって支給される年金です。 なお、本人及び配偶者・扶養義務者の所得により支給が停止される場合があります。 対象者:明治44年4月1日以前に生まれた方	各区役所 (保険年金業務担当)
在日外国人高齢者給付金	在日外国人などの方で、老齢基礎年金(国民年金)の受給資格を得ることができなかった高齢者に対し、支給します。 対象者:次のいずれかに該当する方で、国民年金制度上、老齢基礎年金等の受給資格のなかった方 ①大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前から平成24年(2012年)7月8日まで日本国内で外国人登録を行っていた方で、同月9日以降引き続き住民登録され、現在大阪市内で住民登録を行っている方 ②大正15年(1926年)4月1日以前に出生し、昭和57年(1982年)1月1日以前に外国人登録を行っていた方で、昭和57年(1982年)1月1日以降に日本国籍を取得し、現在大阪市内で住民登録を行っている方 ただし、次の方は対象外となります。 ①生活保護を受給している方 ②公的年金を受給している方 ③養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所している方 ④本人、配偶者、または扶養義務者が老齢福祉年金の全額支給停止に相当する所得を有する方 ⑤他の市町村が実施する同様の給付制度の受給対象となっている方 ⑥大阪市外国人心身障がい者給付金を受給している方 ⑦中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方 支給額:月額10,000円	各区役所 (保健福祉センター) (41～50ページ参照)

XI 関係機関一覧

各区役所(保健福祉センター)

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
北区	福祉課	一般福祉・子育て支援	6313-9857	6313-9905	身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、障がい者自立支援、児童・母子福祉、DV相談、児童手当、保育所、医療助成、子育て支援、家庭児童相談、民生委員・児童委員、住宅支援給付事業に関すること。
		高齢者福祉	6313-9498	6313-9905	高齢者福祉に関すること。
		介護保険	6313-9859	6313-9905	介護保険に関すること。
	生活支援課		6313-9872	6313-9905	生活保護に関すること。
	健康課	健康づくり	6313-9882	6362-1099	大阪市の各種健診・検診、母子保健(母子手帳等)、感染症、栄養相談、環境(ネズミ・害虫等)及び食品衛生相談、飼い犬・動物愛護、精神障がい者手帳、自立支援医療費(精神通院、育成)、特定医療費(指定難病)などに関すること
		健康相談	6313-9968	6362-1099	健康相談、健康教育などに関すること
都島区	保健福祉課	生活支援	6882-9872	6352-4575	生活保護に関すること。
		福祉	6882-9857	6352-4584	保健福祉の総合相談、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神保健及び精神障がい者福祉、障がい者自立支援、障がい者虐待、特定医療費(指定難病)、高齢者福祉、高齢者虐待、医療助成、敬老優待乗車証、児童手当、民生委員・児童委員、地域福祉に関すること。
		こども・教育	6882-9889	6352-4584	区教育行政、ひとり親家庭支援・DV・児童虐待、保育、児童相談・子育て支援に関すること。
		介護保険	6882-9859	6352-4584	介護保険に関すること。
	【分館】 保健福祉課	運営	6882-9882	6925-3972	母子保健、母子健康手帳・予防接種手帳の交付、乳幼児健診、がん検診、歯科相談、栄養相談、結核・感染症、被爆者支援、公害健康被害補償制度、小児慢性特定疾病、未熟児養育医療、肝炎インターフェロン、医療法・医師等免許申請に関すること。
		生活環境	6882-9973	6925-3972	生活環境に関する相談、飼犬の登録、飼犬・飼猫等の相談に関すること。
		地域保健活動	6882-9968	6925-3972	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康教育、健康づくり活動支援などに関すること。
福島区	保健福祉課	地域福祉	6464-9857	6462-4854	保健福祉に係る総合相談、身体障がい者福祉、精神保健及び精神障がい者福祉、特定医療費(指定難病)、知的障がい者福祉、障がい者自立支援、児童手当、医療費助成に関すること
			6464-9880	6464-3723	民生委員・児童委員に関すること。
		介護保険・高齢者福祉	6464-9859	6462-4854	介護保険・高齢者福祉に関すること
		子育て教育	6464-9860	6462-4854	保育所、児童扶養手当、ひとり親家庭自立支援、子育て相談、児童虐待相談、DV相談、区の教育に関すること。
		生活支援	6464-9872	6464-3723	生活保護に関すること。
			6464-9971	6464-3723	生活困窮者自立支援、住居確保給付金に関すること。
		運営	6464-9882	6462-4854	母子保健、がん検診、予防接種、結核・その他感染症予防、公害健康被害補償、栄養相談、医療法に関すること。環境衛生、食品衛生、環境保全、ねずみ・衛生害虫などの相談に関すること、狂犬病予防、動物の愛護・管理等に関すること。
		保健活動	6464-9968	6462-4854	保健師による健康相談・精神保健福祉相談・健康教育・健康づくりなどに関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
此花区	保健福祉課	地域福祉	6466-9857	6462-0942	福祉総合相談、医療費助成、身体・知的・精神障がい者福祉、ひとり親・児童福祉、DV(家庭内暴力)、児童虐待相談、家庭児童相談、自立相談支援事業、戦没者等弔慰金に関する事。
		介護保険	6466-9859	6462-0942	介護保険、高齢者福祉、敬老優待乗車証、民生委員・児童委員に関する事。
		地域保健	6466-9882	6463-1606	母子健康手帳の交付、予防接種、各種健診など健康増進事業、結核・感染症予防、栄養指導、公害健康被害の補償、医師等の免許申請及び診療所等の開設届申請に関する事。食品衛生、環境衛生、公害苦情、動物愛護、ねずみ・衛生害虫に関する相談。飼犬の登録、犬・猫の引き取りに関する事。
		保健活動	6466-9968	6463-1606	保健師による健康相談・精神保健福祉相談などに関する事。
		第1支援	6466-9872	6463-1606	生活保護に関する事。
		第2支援	6466-9873	6463-1606	生活保護に関する事。
中央区	保健福祉課	保健福祉	6267-9857	6264-8285	高齢者・障がい者(身体・知的・精神)の福祉、医療費助成(重度障がい者)、指定難病、高齢者虐待、障がい者虐待、敬老優待乗車証、民生委員・児童委員、住居確保給付金に関する事
		子育て支援・保育	6267-9865	6264-8285	児童・母子・寡婦の福祉、医療費助成(こども・ひとり親家庭)、児童手当、児童扶養手当、保育施設利用、児童虐待、DV、子育て支援に関する事
		介護保険	6267-9859	6264-8285	介護保険に関する事
		生活支援	6267-9872	6267-9468	生活保護に関する事
		健康推進	6267-9882	6267-0998	母子保健(母子手帳の発行等)、生活習慣病予防、がん検診、結核・感染症予防、栄養指導、医療法関係の各種申請等、肝炎等医療費助成、公害健康被害の補償、被爆者援護法に関する事
		健康推進 (生活環境)	6267-9973	6267-0998	狂犬病予防、食品衛生、環境衛生、環境保全、公害苦情、動物愛護、ねずみ、衛生害虫等に関する事
		地域保健活動	6267-9968	6267-0998	保健師による健康相談、健康教育、家庭訪問、精神保健福祉相談に関する事
西区	保健福祉課	介護保険	6532-9859	6538-7319	介護保険に関する事。
		地域福祉	6532-9857	6538-7319	高齢者・障がい者(身体・知的・精神)福祉、特定医療費(指定難病)・重度障がい者医療費の助成、高齢者・障がい者虐待の相談、敬老優待乗車証、民生委員・児童委員に関する事など。
		子育て支援	6532-9952	6538-7319	児童手当、こども医療費、子ども相談、ひとり親家庭等自立支援、ひとり親家庭医療費、児童虐待・DVの相談、保育所に関する事。
		生活支援	6532-9872	6532-9798	生活保護に関する事。
		保健活動	6532-9968	6532-6246	健康相談に関する事。妊婦、乳幼児、生活習慣病予防、介護予防、精神保健など。
		地域保健	6532-9882	6532-6246	母子健康手帳、予防接種、乳幼児健診、特定健診、各種がん検診、公害健康被害補償など。飼い犬の登録、環境・食品衛生、ねずみ・害虫の相談など。
港区	保健福祉課	第1支援	6576-9872	6571-7493	生活保護医療経理事務、民生委員・児童委員、住宅支援給付事業に関する事。
		第2支援	6576-9873	6571-7493	生活保護に関する事。
		福祉・子育て支援	6576-9857	6572-9514	高齢者・障がい者・児童・母子福祉、各種医療助成、児童手当、児童・高齢者虐待、DV相談、子育て相談、保健福祉総合相談、保健・福祉部門における企画調整に関する事。
		地域保健活動	6576-9968	6572-9514	保健師による健康相談・精神保健福祉相談などに関する事。
		介護保険	6576-9859	6572-9514	介護保険に関する事。
		保健衛生	6576-9882	6572-9514	乳幼児健診、がん検診、公害・小児ぜん息、食生活相談、予防接種、母子手帳の交付、生活環境相談・狂犬病予防・動物愛護に関する事。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
大正区	保健福祉課	生活支援	4394-9872	6553-1987	生活保護に関すること。
		こども・教育	4394-9914	6554-7153	子育て支援、ひとり親家庭支援、児童手当、児童扶養手当、医療助成(こども・ひとり親)、児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)、保育施設・事業関係、子育てコンシェルジュ、家庭児童相談員、教育関連、生涯学習、社会教育に関すること。
		福祉	4394-9857	6553-1986	障がい者(身体・知的・精神)の福祉に関すること、医療助成(重度障がい者)、民生委員・児童委員に関すること。
		自立相談支援窓口 (インコス大正)	4394-9925	6555-5760	生活困窮者自立支援、住居確保給付金に関すること。
		介護保険	4394-9859	6553-1986	介護保険、敬老優待乗車証、老人福祉に関すること。
		健康づくり	4394-9882	6554-7153	母子・高齢者の保健・健康づくり事業、予防接種、がん検診、特定健診、結核・肝炎等その他感染症予防、公害認定更新・補償給付申請受付、乳幼児健診、母子健康手帳、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病、不妊治療費助成、栄養相談・指導、生活習慣病予防、被爆者援護法、医療法関係(施設・免許)、指定難病、動物に関する相談、飼い犬の登録・狂犬病予防注射済票交付、環境衛生・食品衛生に関する相談、犬・ねこの引取り、公害関連の相談受付に関すること。
		保健活動	4394-9968	6554-7153	保健師による健康相談、精神保健福祉相談、健康教育、家庭訪問に関すること。
天王寺区	保健福祉課	福祉サービス	6774-9857	6772-4906	高齢者福祉、障がい者(身体・知的・精神)福祉、民生委員・児童委員関係、医療費助成(老人・こども・ひとり親家庭・重度障がい者等)、児童手当、児童扶養手当、母子福祉、子育て相談、DVの相談、保育所等に関すること。
		介護保険	6774-9859	6772-4906	介護保険に関すること。
		生活保護	6774-9872	6774-9866	生活保護に関すること。
		地域保健活動	6774-9968	6774-9866	保健師による健康相談・健康講座・精神保健福祉相談に関すること。
		健康推進	6774-9882	6774-9866	母子健康手帳交付、予防接種手帳等交付、乳幼児健康診査、未熟児養育医療、がん検診、特定健診、食生活相談、公害健康被害補償、特定医療費(指定難病)医療費助成等、病院、診療所等の各種届出、医師・歯科医師・看護師等の免許、結核医療費公費負担申請、結核定期健診、感染症予防事業、狂犬病予防法に基づく飼犬の届出、生活衛生に関する相談等に関すること。
浪速区	保健福祉課	高齢者支援	6647-9859	6644-1937	介護保険、高齢者福祉(介護用品・高齢者日常生活用具、緊急通報システム、高齢者住宅改修、敬老優待乗車証、養護老人ホーム)、虐待(高齢者・障がい者)に関すること。
		生活困窮者自立支援	6536-8861	6536-8864	生活困窮者自立支援、住居確保給付金に関すること。
		障がい者支援	6647-9897	6644-1937	身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者福祉、医療助成(重度障がい者)、特定疾患(指定難病)に関すること。
		子育て支援	6647-9895	6644-1937	児童手当、ひとり親家庭福祉、児童扶養手当、医療助成(こども・ひとり親)、子育て支援、保育所入所、児童虐待、DVに関すること。
		保健	6647-9882	6644-1937	母子・高齢者の保健・各種健診・健康づくり事業、予防接種、結核、感染症予防、被爆者健康診断、公害健康被害の補償、小児慢性医療、栄養相談、医療法、環境衛生、食品衛生に関する相談、公害苦情相談、害虫相談、狂犬病予防と動物の愛護に関すること。
		地域保健活動	6647-9968	6644-1937	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康教育、訪問指導などに関すること。
	生活支援課	生活支援	6647-9872	6633-8272	生活保護の医療・経理、民生・児童委員に関すること。
			6647-9878	6633-8272	生活保護の受付面接・各種相談に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
西淀川区	保健福祉課 (総合福祉グループ)	福祉管理	6478-9857	6478-9989	民生委員・児童委員関係、医療助成給付(※医療費の還付手続きに関しては大阪市医療助成費等償還事務センター)に関すること。
		障がい者支援	6478-9954	6478-9989	身体障がい者福祉・知的障がい者福祉・精神障がい者福祉、医療助成資格(重度障がい者医療)、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・特別児童扶養手当、特定医療費(指定難病)、自立支援医療の医療給付、障がい者虐待相談に関すること
		高齢者支援	6478-9859	6478-9989	介護用品・高齢者日常生活用具、緊急通報システム、高齢者住宅改修、敬老優待乗車証、高齢者虐待相談、養護老人ホーム、介護保険に関すること。
		生活困窮者自立支援	6478-9970	6477-0637	生活困窮者自立支援、住居確保給付金に関すること。
	保健福祉課 (こども福祉グループ)	子育て支援室	6478-9950	6478-9989	子育て相談、DV児童虐待相談、助産制度に関すること。
		子ども福祉	6478-9827	6478-9989	学校教育支援に関すること。
			6478-9951		保育所に関すること。
			6478-9952		児童手当・児童扶養手当、母子及び寡婦福祉、医療助成(こども・ひとり親家庭医療)に関すること。
	保健福祉課 (健康推進グループ)	健康づくり	6478-9882	6477-1649	各種がん検診、歯周病検診、骨粗しょう症検診、特定健診、健康づくり事業、各種予防接種、結核・HIVその他感染症予防、公害健康被害補償、被爆者援護、食生活相談、栄養相談・指導、乳幼児健診、母子健康手帳の交付、未熟児養育医療給付、小児慢性特定疾病の医療給付、肝炎治療医療費助成、病院・診療所等の開設や廃止等の各届出、医師・看護師等の免許申請等に関すること。
		地域保健活動	6478-9968	6477-1649	保健師による健康相談・精神保健福祉相談・健康づくり相談に関すること。
		動物・害虫指導	6478-9973	6477-1649	飼い犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付、犬・猫の引き取り、動物に関する相談、環境衛生(ネズミ・害虫等)に関する相談、食品衛生に関する相談、環境保全に関する相談(受付のみ)。
	保健福祉課 (生活支援グループ)	生活支援	6478-9872	6477-0637	生活保護に関すること。
淀川区	保健福祉課	健康づくり	6308-9882	6303-6745	母子健康手帳、予防接種、感染症、各種健診、栄養指導、医療法の届出、指定難病、公害健康被害の補償、精神障がい者福祉(手帳、通院医療)、医療助成(小児ぜん息、小児慢性特定疾患病、育成医療、未熟児養育医療、不妊治療、肝炎)に関すること。
			6308-9973		環境・食品衛生、狂犬病予防、ねずみ・衛生害虫相談に関すること。
		保健福祉	6308-9857	6885-0537	高齢者・障がい者(児)の福祉・医療助成(重度障がい者医療)、自立支援医療、生活困窮者自立支援に関すること。
		こども教育	6308-9423	6885-0535	児童手当、医療助成(こども医療・ひとり親家庭医療)、児童・ひとり親・寡婦の福祉に関すること。
			6308-9939	6303-6745	DV、子育て支援、学校教育支援に関すること。
		介護保険	6308-9859	6885-0537	介護保険に関すること。
		健康相談	6308-9968	6303-6745	保健師による健康相談・健康教室に関すること。
		生活支援	6308-9872	6885-0537	生活保護に関すること、民生委員・児童委員に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
東淀川区	保健福祉課	高齢者・障がい者 (保健福祉)	4809-9855	6327-2840	【高齢者福祉】敬老優待乗車証申請、緊急通報システム等高齢者に関する制度。高齢者虐待に関すること。
			4809-9845		【障がい者福祉】身体障がい者手帳、療育手帳、自立支援給付、特別児童扶養手当、自立支援医療(更生医療、育成医療)に関すること。障がい者虐待に関すること。
		介護保険	4809-9859		介護保険に関すること。
		子育て・教育	4809-9850		【児童母子・医療助成】児童・母子福祉に関すること。児童手当、各種医療助成に関すること。
		子育て・教育	4809-9854		【子育て支援室】子育て相談、児童虐待に関すること。
		地域福祉相談 (くらしのみのり相談窓口)	4809-9929		【生活困窮者自立支援】生活困窮者自立支援に関すること。
		地域福祉相談	4809-9505	6327-1970	【民生・児童委員】民生・児童委員に関すること。
		保健企画	4809-9882	6327-3462	母子健康手帳の交付、乳幼児健診、がん検診、健康づくり事業、予防接種、結核その他感染症予防、公害健康被害補償法、診療所などの開設届、看護師などの免許申請、栄養相談・指導に関すること、精神障がい者保健福祉手帳、精神通院医療、指定難病制度、総合支援法関係(精神・難病)に関すること
		区役所出張所(保健分室)	6322-0101	6327-3462	保健師による妊産婦・乳幼児から高齢者までのこころとからだの健康相談
		健康相談	4809-9968	6327-3462	保健師による妊産婦・乳幼児から高齢者までのこころとからだの健康相談・健康教育・精神保健福祉相談等に関すること
		生活環境	4809-9973	6327-3462	ねずみ族及び害虫等の駆除相談、狂犬病予防法、動物の愛護及び管理、環境衛生・食品衛生・環境保全に関する苦情・相談の受付に関すること
		生活支援	4809-9873	4809-9924	生活保護に関すること(下新庄・淡路・西淡路・東淡路・柴島・東中島を除く)。
		区役所出張所(生活支援)	6322-0767	6322-9399	生活保護に関すること(下新庄・淡路・西淡路・東淡路・柴島・東中島)。
東成区	保健福祉課	こども福祉	6977-9156	6972-2781	児童福祉、ひとり親家庭の福祉、児童手当、児童扶養手当、医療費助成(こども・ひとり親家庭)、保育所入所、児童虐待、DV相談、子育て支援、家庭児童相談に関すること。
		障がい福祉	6977-9857	6972-2781	身体障がい者福祉、精神障がい者福祉、知的障がい者福祉、障がい者虐待、医療費助成(重度障がい者)に関すること。
		介護保険・高齢者福祉	6977-9859	6972-2781	介護保険、高齢者福祉、高齢者虐待に関すること。
		健康推進	6977-9882	6972-2781	母子保健、各種検診、被爆者健診、健康づくり事業、予防接種、結核・その他感染症対策、公害健康被害補償、特定医療費(指定難病)、栄養相談・指導、医療法、民生委員・児童委員に関すること。 ねずみ及び昆虫等の駆除相談、犬の登録、犬・猫の引取り、食品衛生、環境衛生等の相談に関すること。
		地域保健福祉	6977-9968	6972-2781	保健師によるこころとからだの健康相談、健康教室に関すること。
	保健福祉課 (生活支援)	生活支援	6977-9872	6972-2781	生活保護に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
生野区	保健福祉課	福祉サービス	6715-9857	6715-9967	保健福祉にかかゝる総合相談、高齢者福祉、ひとり親家庭支援、保育所、身体障がい者福祉、精神保健および精神障がい者福祉、知的障がい者福祉、児童手当、医療費助成に関すること。
			6715-9024	6715-9967	子育て支援、家庭児童相談、児童虐待・DV相談に関すること。
			6715-9910	6715-9967	民生委員・児童委員に関すること。
		介護保険	6715-9859	6715-9967	介護保険に関すること。
		健康増進	6715-9882	6712-0652	母子保健・がん検診、予防接種、結核その他感染症予防、被爆者健康診断、公害健康被害補償、特定医療費(指定難病)、栄養相談・指導、医療法に関すること。環境衛生、食品衛生、環境保全の相談に関すること。犬・ねこ、住まいの害虫の相談に関すること。
		保健活動	6715-9968	6712-0652	保健師によるこころと身体の健康相談・健康づくり・精神保健福祉相談などに関すること。
		生活支援	6715-9872	6717-1162	生活保護に関すること。
旭区	福祉課	地域福祉	6957-9857	6954-9183	高齢者福祉、障がい者福祉(身体・精神・知的)、特定医療費(指定難病)、医療費助成(重度障がい者医療)に関すること。 民生委員・児童委員に関すること。
		介護保険	6957-9859	6954-9183	介護保険、敬老優待乗車証に関すること。
	保健子育て課	保健衛生	6957-9882	6954-9183	母子保健、特定健診や各種がん検診、被爆者健康診断、健康づくり事業、予防接種、結核、その他感染症予防、公害健康被害補償、栄養相談・指導、医療法、食品衛生、環境衛生、動物、衛生害虫に関する相談、犬の登録、犬・猫の引取りに関すること。
		保健活動	6957-9968	6954-9183	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康教育、訪問指導などに関すること。
		子育て支援	6957-9176	6954-9183	子育て相談、児童虐待、DV相談に関すること。
			6957-9173	6954-9183	児童手当、児童扶養手当、保育施設、ひとり親家庭福祉、医療費助成(こども医療、ひとり親家庭医療)に関すること。
	生活支援課	生活支援	6957-9872	6952-3249	生活保護に関すること。生活困窮者の自立支援に関すること。
城東区	保健福祉課	障がい福祉	6930-9857	6932-1295	保健福祉に係る総合相談、身体障がい者福祉、精神保健及び精神障がい者福祉、特定医療費(指定難病)、知的障がい者福祉に関すること。
		介護保険・高齢者福祉	6930-9859	6932-1295	介護保険・高齢者福祉に関すること。
		地域福祉	6930-9142	6932-1295	地域福祉、民生委員・児童委員に関すること。
		自立相談支援	6930-9692	6932-1295	生活困窮者に対し、相談支援員による自立相談支援、住居確保給付金に関すること。
		子育て教育	6930-9065	6932-9140	児童福祉、ひとり親家庭等福祉、子育て支援、児童手当、医療費助成、母子福祉貸付、児童福祉施設、助産制度、DVに関すること。
		保健	6930-9882	6930-9936	母子保健・がん検診・健康づくり事業、予防接種、結核その他感染症予防、被爆者健康診断、公害健康被害の補償に関する法律に関すること、栄養相談・指導、医療法に関すること。
		保健活動	6930-9968	6930-9936	保健師による健康相談・精神保健福祉相談などに関すること。
		生活環境	6930-9973	6930-9936	環境衛生、食品衛生、環境保全に関する相談、狂犬病予防、動物の愛護・管理に関すること。
		生活支援	6930-9872	6930-9936	生活保護の経理・調剤券、行旅死亡人に関すること。
			6930-9873	6930-9936	生活保護の相談に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
鶴見区	保健福祉課	健康づくり	6915-9882	6913-6235	母子保健・がん検診・健康づくり事業、予防接種、結核その他感染症予防、被爆者健康診断、公害健康被害の補償に関する法律に関すること、栄養相談・指導、医療法に関すること。
		保健活動	6915-9968	6913-6235	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、生活習慣病予防、介護予防、育児相談、健康講座に関すること。
		生活衛生	6915-9973	6913-6235	狂犬病予防・動物愛護・管理(飼い犬の登録と狂犬病予防注射、犬・猫の正しい飼い方、飼えなくなった犬・猫の引き取り等)・環境衛生(ねずみ、ゴキブリなど衛生害虫等の防除のアドバイス等)・食品衛生(身近な食品等に関する相談、食中毒予防に関するアドバイス等)に関すること。
		高齢者支援	6915-9859	6913-6237	介護保険、高齢者福祉(敬老優待乗車証、緊急通報システム、高齢者虐待対応など)に関すること。
		子育て支援	6915-9107	6913-6235	保育所、児童手当、児童扶養手当、子育て相談、児童虐待、DV相談、ひとり親家庭自立支援、こども医療費、ひとり親家庭医療費助成に関すること。
		障がい者支援	6915-9857	6913-6237	障がい者福祉(身体・精神・知的)に係る総合相談、特定医療費(指定難病)に関すること。
		民生委員・児童委員	6915-9950	6913-6235	民生委員・児童委員、緊急援護資金に関すること。
		自立相談支援	6913-7060	6913-7060	生活困窮者自立支援事業。
			6913-7030	6913-7030	生活福祉資金の相談・申請。
		生活支援	6915-9872	6913-6235	生活保護に関すること。
阿倍野区	保健福祉課	福祉	6622-9857	6629-1349	高齢者福祉、障がい者福祉、医療助成、特定医療費(指定難病)、被爆者健康診断に関すること。
		生活自立相談	6622-9795	6629-1349	生活困窮者自立支援に関すること。
		子育て支援	6622-9865	6621-1412	子育て支援、こども相談、保育所、医療助成(こども医療・ひとり親医療)、ひとり親家庭福祉、児童手当、児童虐待、不登校相談、ヤングケアラー相談、DV相談に関すること。
		介護保険	6622-9859	6621-1412	介護保険に関すること。
		地域保健	6622-9882	6629-1349	母子手帳の交付、乳幼児健診、予防接種、食生活相談、がん検診等、医療法、公害健康被害の補償、感染症などに関すること。
		生活環境	6622-9973	6629-1349	環境衛生、食品衛生、狂犬病予防、動物愛護、ねずみ・衛生害虫の相談・調査・指導、犬の登録などに関すること。
		保健活動	6622-9968	6629-1349	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康づくり、健康教育などに関すること。
		生活支援(1)	6622-9872	6621-1416	生活保護、民生委員・児童委員に関すること。
		生活支援(2)	6622-9873	6621-1416	生活保護に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
住之江区	保健福祉課	健康支援	6682-9882	6673-0220	母子健康手帳・予防接種手帳の交付、新生児訪問、乳幼児健診、がん検診、特定健康診査実施（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、結核・感染症対策、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病医療、公害健康被害補償法、被爆者健康診断、食生活栄養相談、食品・環境衛生に関する相談、医療法関係・各種医療従事者等免許申請に関する事、ネズミ・昆虫等の駆除に関する相談、動物愛護に関する相談、狂犬病予防、所有者不明猫適正管理推進事業に関する事。
		地域保健活動	6682-9968	6673-0220	保健師による健康相談、健康教育、精神保健福祉相談に関する事。
		福祉	6682-9857	6686-2039	保健福祉に係る総合相談、児童福祉、保育所、ひとり親家庭福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、精神障がい者福祉、特定医療費（指定難病）、自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）、児童手当、医療費助成に関する事。
		高齢・介護保険	6682-9859	6686-2039	高齢者福祉、介護保険に関する事。
		子育て支援	6682-9878	6686-2039	子育て支援、児童虐待、DV相談に関する事。
	生活支援課	生活支援	6682-9872	6673-0220	生活保護、民生・児童委員及び主任児童委員に関する事。
			6682-9825	6673-0220	生活困窮者自立支援に関する事。
住吉区	保健福祉課	保健福祉	6694-9857	6694-9692	児童福祉、ひとり親家庭等福祉、身体障がい者福祉、精神保健及び精神障がい者福祉、知的障がい者福祉、自立支援医療、保育所、児童手当、に関する事。
		高齢者支援・介護保険	6694-9859	6694-9692	高齢者支援、介護保険、医療助成に関する事。
		生活自立相談	6654-7763	6654-7651	生活困窮者自立支援に関する事。
		子育て相談	6694-9942	6694-9692	子育て相談、児童虐待、DV相談に関する事。
		健康推進	6694-9882	6694-6125	母子健康手帳の交付、乳幼児健診、予防接種、特定健康診査、各種がん検診、栄養・食事相談に関する事、厚生統計調査、結核を含む感染症予防に関する事、医療法関係・各種医療従事者等免許申請に関する事、医療費助成〔指定難病、小児慢性特定疾病、未熟児養育、不妊治療、肝炎〕、公害健康被害補償等に関する事、被爆者援護に関する事。環境衛生（ねずみ・セアカゴケグモ・マンシヨンの飲料水等）・食品衛生（食中毒・食品への異物混入・食品の表示等）に関する相談、動物に関する相談、飼い犬の登録に関する事。
		健康相談	6694-9968	6694-6125	保健師による健康相談・精神保健福祉相談などに関する事。
	生活支援課	第1グループ	6694-9866	6692-4422	民生・児童委員に関する事。
		第2～5グループ	6694-9872	6692-4422	生活保護に関する事。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
東住吉区	保健福祉課	福祉	4399-9857	6629-4580	高齢者福祉、身体障がい者福祉、精神保健及び精神障がい者福祉、知的障がい者福祉、医療費助成に関すること。
		子育て支援	4399-9857	6629-4580	児童手当、児童扶養手当、保育施設利用等、ひとり親家庭等支援、子育て支援、児童虐待、DV相談に関すること。
		介護保険	4399-9859	6629-4580	介護保険に関すること。
		健診	4399-9882	6629-1265	母子保健(母子健康手帳・乳幼児健診)、各種健診、予防接種、結核を含む感染症予防、公害健康被害補償等に関する法律に関すること、食生活相談、医療費助成(小児慢性特定疾患・未熟児・不妊・肝炎)、特定医療費(指定難病)、医療法及び医療従事者等免許申請に関すること。
		健康づくり	4399-9968	6629-1265	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康づくり、健康教育などに関すること。
		生活環境	4399-9973	6629-1265	食品・環境衛生、環境保全、飼い犬の登録や狂犬病予防法、動物の愛護や管理、ねずみや住まいの害虫の防除などに関すること。
	保護課	受付面接	4399-9892	6629-4597	生活保護に関すること。
		第1～8班	4399-9872	6629-4597	生活保護に関すること。
		就労支援	4399-9828	4399-9825	生活保護受給者の就労支援に関すること。
		生活困窮者自立支援	4399-9832	4399-9825	生活困窮者の自立へ向けた相談・住居確保給付金に関すること。
		民生委員・児童委員	4399-9829	4399-9825	民生委員・児童委員、緊急援護資金に関すること。
	矢田出張所		6692-1341	6692-5857	児童手当、敬老優待乗車証の申請に関すること。
平野区	保健福祉課	介護保険	4302-9859	4302-9943	介護保険に関すること。
		地域保健	4302-9882	6702-4315	母子健康手帳の交付、乳幼児健診、予防接種、特定健診、がん検診、被爆者関係、感染症予防(結核を含む)、栄養・食生活相談、医療法、各種医療従事者等免許申請、医療費助成[小児慢性特定疾病、未熟児、肝炎、不妊治療]、公害健康被害補償、在宅医療・介護連携等に関すること。
			4302-9973	6702-4315	飼い犬の登録、狂犬病予防、衛生害虫等相談、動物の愛護・管理、環境衛生、食品衛生に関すること。
		地域福祉	4302-9857	4302-9943	保健福祉にかかる総合相談、児童手当、医療費助成、高齢者福祉、高齢者虐待、障がい者虐待、身体障がい者福祉、精神障がい者福祉、知的障がい者福祉、特定医療費(指定難病)、ひとり親家庭等福祉、保育所関係に関すること。
			4302-9941	4302-9943	民生委員・児童委員、緊急援護資金に関すること。
		子育て支援	4302-9936	4302-9943	子育て支援、児童虐待、DV相談に関すること。
		保健活動	4302-9968	6702-4315	保健師による健康相談・精神保健福祉相談・健康づくりなどに関すること。
	生活支援課	第1支援	4302-9872	6700-0194	生活保護の経理・医療に関すること。
		第1支援 受付面接	4302-9839	6700-0194	生活保護の新規相談に関すること。
		第1支援 自立支援	4302-9891	6700-0194	生活保護の自立支援に関すること。
		第2支援	4302-9873	6700-0194	生活保護に関すること。
		第3支援	4302-9874	6700-0194	生活保護に関すること。
		第4支援	4302-9842	6700-0194	生活保護に関すること。

区	課・グループ名		電話番号	FAX番号	主な業務内容
西成区	保健福祉課	支援	6659-9872	6659-2259	生活保護に関すること。 民生委員・児童委員に関すること。
		受付面接	6659-9840	6659-2259	生活保護の新規相談に関すること。
		自立支援	6659-9886	6659-2259	生活保護受給者の就労(自立)支援に関すること。
		生活困窮者自立支援	6659-9909	6659-2259	生活困窮者自立支援事業に関すること。 ※生活困窮に関する相談は「はぎさぼーと」へ ☎6115-8070 Fax6115-8077
		1、5～9、 11～13グループ	6659-9872	6659-2259	生活保護に関すること。
		分館1～3グループ	6649-4901	6649-3729	生活保護に関すること。
		地域福祉	6659-9857	6659-9468	保健福祉に係る総合相談、高齢者福祉、身体障がい者福祉、知的障がい者福祉、地域福祉推進、総合的な相談支援体制の充実事業に関すること。
		子育て支援	6659-9824	6659-9468	保育所、ひとり親家庭支援、児童手当、医療費助成、子育て支援、児童虐待、DV相談、学校、青少年健全育成事業に関すること。
		介護保険	6659-9859	6659-9468	介護保険に関すること。
		地域保健	6659-9882	6659-9085	母子手帳の交付、乳幼児健診、予防接種、健康づくり事業、各種がん検診、感染症予防(結核を除く)、栄養・食事相談、医療費助成(小児慢性特定疾患、未熟児、特定医療費(指定難病)、肝炎)、公害健康被害補償、被爆者健診、精神障がい者福祉、環境衛生・食品衛生に関する相談、狂犬病予防・動物愛護に関する相談、診療所等開設・看護師等の免許申請など医療法に関すること。
		地域保健活動	6659-9968	6659-9085	保健師による健康相談・精神保健福祉相談、健康教育、訪問指導などに関すること。
		結核対策	6659-9969	6659-9085	結核健診、結核対策に関すること。

地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	FAX番号
北区地域包括支援センター(いきいきネット)	北区神山町15-11	6313-5568	6313-2921
北区大淀地域包括支援センター (ハートフルかのう)	北区長柄中1-1-21	6354-1165	6354-1175
都島区地域包括支援センター (ふれあいセンター都島)	都島区都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
都島区北部地域包括支援センター	都島区大東町2-2-18	6926-3800	6926-3801
福島区地域包括支援センター (あいあいセンター)	福島区海老江6-2-22	6454-6330	6454-6331
此花区地域包括支援センター (此花ふれあいセンター)	此花区伝法3-2-27	6462-1225	6462-1984
此花区南西部地域包括支援センター	此花区春日出中1-22-13 総合医療介護施設 あかつき1階	6462-9301	6462-9310
中央区地域包括支援センター (ふれあいセンターもも)	中央区上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
中央区北部地域包括支援センター	中央区農人橋3-1-3 ドミール堺筋本町1階	6944-2116	6944-2117
西区地域包括支援センター(にしながほり)	西区新町4-5-14(西区役所合同庁舎6階)	6539-8075	6539-8073
港区地域包括支援センター(ひまわり)	港区弁天2-15-1	6575-1212	6575-1025
港区南部地域包括支援センター	港区池島1-1-18	6536-8162	6536-8172
大正区地域包括支援センター (大正区ふれあい福祉センター)	大正区小林西1-14-3	6555-0693	6555-0687
大正区北部地域包括支援センター (シルバークレイン内)	大正区北村3-5-10	6552-4440	6552-4956
天王寺区地域包括支援センター(ゆうあい)	天王寺区六万体的町5-26	6774-3386	6711-0595
浪速区地域包括支援センター	浪速区難波中3-8-8(浪速スポーツセンター1階)	6636-6029	6636-6028
西淀川区地域包括支援センター(ふくふく)	西淀川区千舟2-7-7	6478-2943	6478-2945
西淀川区南西部地域包括支援センター (西淀地域在宅サービスステーション)	西淀川区福町2-4-16	6476-3550	6476-3560
淀川区地域包括支援センター(やすらぎ)	淀川区三国本町2-14-3	6394-2914	6394-2977
淀川区東部地域包括支援センター (ミード宮原センター)	淀川区西宮原1-6-45	6350-7310	6350-7302
淀川区西部地域包括支援センター (特別養護老人ホーム加寿苑)	淀川区加島1-34-8	6305-0737	6305-0738
淀川区南部地域包括支援センター (キリスト教ミード社会館)	淀川区十三元今里1-1-52	6309-1400	6309-1402
東淀川区地域包括支援センター(ほほえみ)	東淀川区菅原4-4-37	6370-7190	6370-7114
東淀川区北部地域包括支援センター(なかよし)	東淀川区井高野2-1-59	6349-5001	6349-5002
東淀川区南西部地域包括支援センター(ひだまり)	東淀川区東中島3-14-24	6326-4440	6326-4445
東淀川区中部地域包括支援センター(びはーら)	東淀川区菅原7-15-14	6325-6915	6325-6922
東成区南部地域包括支援センター (東成区在宅サービスセンター)	東成区大今里南3-11-2	6977-7031	6977-7038
東成区北部地域包括支援センター	東成区中道2-4-15	6971-9700	6971-9701
生野区地域包括支援センター	生野区勝山北3-13-20	6712-3103	6712-3122
東生野地域包括支援センター	生野区小路3-17-10	6758-8816	6758-8817
鶴橋地域包括支援センター	生野区鶴橋2-15-28	6715-0236	6715-0237
巽地域包括支援センター	生野区巽中2-18-2	6756-7400	6756-8888
旭区地域包括支援センター (あさひあったかセンター)	旭区高殿6-16-1	6957-2200	6957-7282
旭区西部地域包括支援センター	旭区中宮2-15-7	6958-5030	6952-7880
旭区東部地域包括支援センター	旭区新森4-27-13	4254-3336	4254-8811

名称	所在地	電話番号	FAX番号
城東区地域包括支援センター(ゆうゆう)	城東区中央2-11-16	6936-1133	6935-8737
城東・放出地域包括支援センター (城東地域在宅サービスステーション諏訪荘)	城東区諏訪4-12-28	6964-0808	6964-1818
城陽地域包括支援センター (特別養護老人ホームしぎの黄金の里)	城東区鳴野東2-26-12	6963-6700	6963-6701
葦・鯉江東地域包括支援センター	城東区関目3-8-17 1階	6786-2255	6786-2238
鶴見区地域包括支援センター	鶴見区諸口5-浜6-12	6913-7512	6913-7676
鶴見区西部地域包括支援センター	鶴見区諸口6-1-13 クレセントハイツ鶴見店舗100-3	6913-7878	6913-7888
鶴見区南部地域包括支援センター (今津地域デイサービスセンター)	鶴見区今津南1-1-4	6969-3030	6969-3123
阿倍野区地域包括支援センター	阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1400	6628-9393
阿倍野区北部地域包括支援センター	阿倍野区阿倍野筋3-10-1 阿倍野ベルタ1F 106	6760-4018	6760-4019
阿倍野区中部地域包括支援センター	阿倍野区阪南町1-57-2 オルセ阿倍野1F	6629-8686	6629-6555
住之江区地域包括支援センター(さざなみ)	住之江区御崎4-6-10	6686-2235	6686-2122
ささしま地域包括支援センター	住之江区南港中 2-1-99 ショッピングセンターカナート横 2階	6569-6100	6569-6102
安立・敷津浦地域包括支援センター (特別養護老人ホームいわき園)	住之江区南加賀屋3-9-2	6683-6650	6683-6658
加賀屋・粉浜地域包括支援センター	住之江区粉浜西2-7-21	7670-1777	7670-1778
住吉区地域包括支援センター	住吉区浅香1-8-47	6692-8803	6692-8813
住吉区北地域包括支援センター	住吉区帝塚山東5-6-15 すみよし隣保館寿 1階	6678-1500	6678-1501
住吉区東地域包括支援センター (ふれ愛の館しおん)	住吉区荻田4-3-9	6608-2110	6607-2511
住吉区西地域包括支援センター	住吉区墨江2-4-10	6674-0800	6674-0801
東住吉区地域包括支援センター (さわやかセンター)	東住吉区田辺2-10-18	6622-0055	6622-9123
矢田地域包括支援センター(花嵐)	東住吉区矢田6-8-7	6694-5552	6699-6467
中野地域包括支援センター	東住吉区湯里5-15-4	6777-1939	6777-1969
東住吉北地域包括支援センター	東住吉区駒川1-17-17 2階	6719-7100	6719-7110
平野区地域包括支援センター (ここにこセンター)	平野区平野東2-1-30	6795-1666	6795-1660
加美地域包括支援センター (加美北特別養護老人ホーム)	平野区加美北7-1-2	4303-7703	4303-7706
長吉地域包括支援センター (特別養護老人ホーム長吉)	平野区長吉川辺3-20-14	6790-0766	6790-0767
瓜破地域包括支援センター (老人保健施設永寿ケアセンター)	平野区瓜破南1-2-30	4392-7436	6760-7177
喜連地域包括支援センター (喜連西デイサービス)	平野区喜連西3-15-23	6797-0555	6797-3100
西成区地域包括支援センター(はぎのさと)	西成区岸里 1-5-20(西成区合同庁舎8階)	6656-0080	6656-0083
玉出地域包括支援センター(白寿苑)	西成区南津守7-12-32	6651-6888	6651-6060
西成区北西部地域包括支援センター	西成区鶴見橋2-12-23	6568-8400	6568-8401
西成区東部地域包括支援センター	西成区天下茶屋1-4-14	6656-7700	6656-7702

総合相談窓口(ブランチ)

区名	包括圏域	名称	併設する施設名	所在地	電話番号	FAX番号
北区	北区	梅田東ブランチ	-	北区芝田2-10-39	6372-0804	6105-1361
	北区大淀	豊崎ブランチ	藤ミレニアム	北区本庄西2-6-15	6371-6233	6371-6244
都島区	都島区	中野ブランチ	からまつ	都島区中野町5-10-70	6922-3550	4253-5880
	都島区北部	高倉ブランチ	からまつ	都島区御幸町2-10-12	6929-8886	6929-8887
		淀川ブランチ	淀川地域在宅サービスステーションゆめ	都島区毛馬町5-5-23	6929-8801	6929-8802
福島区	福島区	下福島ブランチ	阪神長楽苑	福島区福島4-6-24	4798-0270	4798-0275
		野田ブランチ	福島ともしび苑	福島区吉野5-6-11	6464-0105	6464-0108
此花区	此花区南西部	春日出ブランチ	ケアセンター水都ホーム	此花区西九条1-1-2	6467-2933	6467-2922
西区	西区	花乃井ブランチ	江之子島コスモス苑	西区江之子島1-8-44	6225-2662	6225-2663
港区	港区	港南ブランチ	ザイオン	港区市岡1-5-30	4395-8888	4395-8181
		市岡東ブランチ	さくら	港区波除5-4-7	6585-3395	6585-1091
	港区南部	築港ブランチ	築港地域在宅サービスステーション	港区築港2-4-16	6599-0616	6599-0660
大正区	大正区	大正西ブランチ	ビオスの丘	大正区鶴町1-11-20	6555-6600	6555-6605
	大正区北部	大正東ブランチ	いずみの家	大正区泉尾2-13-5	6554-7005	6554-7018
天王寺	天王寺区	夕陽丘ブランチ	四天王寺きたやま苑	天王寺区北山町9-6	6773-1811	6773-1840
		高津ブランチ	四天王寺たまつくり苑	天王寺区玉造元町1-29	6763-4115	6763-4165
浪速区	浪速区	浪速ブランチ	スワンなにわ	浪速区浪速西2-11-6	6556-6268	6562-0550
		日本橋ブランチ	日本橋地域在宅サービスステーション	浪速区恵美須東2-1-4	6632-2340	6630-3336
		難波ブランチ	特養なにわ	浪速区幸町2-3-11	6568-1230	6568-1288
西淀川区	西淀川区	佃ブランチ	愛仁会地域ケアセンター総合相談窓口アイ	西淀川区佃2-2-58	6471-5448	6471-5285
	西淀川区南西部	淀ブランチ	西淀川(特養)	西淀川区大和田2-5-11	0120-86-2565	6477-6560
淀川区	淀川区	新高ブランチ	陽だまりの苑	淀川区新高4-15-25	6397-0710	6397-6810
		東三国ブランチ	なみはや	淀川区東三国2-12-16	6350-2880	6350-2887
東淀川区	東淀川区	大桐ブランチ	おおぎり	東淀川区大桐1-1-12	6326-8161	6326-8631
	東淀川区北部	瑞光ブランチ	水仙の家	東淀川区小松1-12-10	6370-2266	6370-2325
	東淀川区南西部	淡路ブランチ	ひざし	東淀川区西淡路2-3-22	6325-6332	6325-5850
		柴島ブランチ	ベラミ	東淀川区東淡路1-4-49	6325-3347	6325-5222
		南方ブランチ	さわやか	東淀川区東中島2-14-1	6321-1001	6321-0998
東成区	東成区南部	深江南ブランチ	ケアハウスレインボー	東成区深江南3-14-6	6977-0011	6977-0330
	東成区北部	東陽ブランチ	サンローズオオサカ	東成区神路1-10-3	6974-7388	6974-7391

区名	包括圏域	名称	併設する施設名	所在地	電話番号	FAX番号
生野区	生野区	生野東ランチ	基弘会夢の箱	生野区生野東2-5-8	6715-2188	6715-2224
	鶴橋	大池ランチ	こころの家族故郷の家・大阪	生野区中川2-4-26	6753-6580	6753-6552
	巽	田島ランチ	弘仁会やすらぎ苑	生野区田島3-6-13	6751-1270	6751-1271
		新生野ランチ	慶生会瑞光苑	生野区巽東4-11-10	6758-0088	6758-7601
		新巽ランチ	三秀会 薨	生野区巽南3-7-31	6752-0003	6752-1341
旭区	旭区	旭陽ランチ	高殿苑	旭区高殿5-10-7	6953-8511	6953-8515
	旭区東部	今市ランチ		旭区千林2-7-12	6954-2822	6954-2823
城東区	城東区	蒲生ランチ	和光	城東区成育5-22-16	6935-0577	6935-0677
	葦・鯉江東	鯉江ランチ	城東園	城東区今福東2-2-25	6931-3825	6931-7570
鶴見区	鶴見区	茨田ランチ	(特養)ファミリー	鶴見区安田2-1-27	6915-1717	6915-1313
		茨田大宮ランチ	ちどり	鶴見区茨田大宮3-8-33	6914-7711	6914-7100
阿倍野区	阿倍野区	昭和ランチ	いくとくⅡ	阿倍野区長池町18-20	4399-0120	4399-0121
	阿倍野区北部	高松・文の里ランチ	特養いくとく	阿倍野区天王寺町北3-18-16	6713-1165	6714-1185
住之江区	住之江区	新北島ランチ	豊泉家	住之江区新北島7-4-20	6683-4321	6683-7057
	加賀屋・粉浜	加賀屋ランチ	ブルーム北加賀屋	住之江区北加賀屋1-5-6	6682-2941	6682-2942
住吉区	住吉区	大和川ランチ	アンパス住吉	住吉区山之内3-4-9	4700-1234	4700-1243
	住吉区北	住吉ランチ	玲風苑	住吉区帝塚山東2-1-35	4701-1121	4701-1131
	住吉区東	我孫子ランチ	一隅苑	住吉区我孫子東1-4-37	4700-1000	4700-1009
		長居西ランチ	ながいの里	住吉区長居西3-1-6	6695-6645	6695-6654
	住吉区西	三稜ランチ	ウェルネスあびこ	住吉区我孫子西1-2-15	6608-3000	6608-3333
東住吉区	東住吉区	白鷺ランチ	(特養)くれない	東住吉区今川7-9-7	6769-1155	6769-1900
	矢田	矢田東ランチ	城南ホーム	東住吉区住道矢田4-20-17	6760-6539	6760-6587
		矢田西ランチ	せいりょう	東住吉区公園南矢田4-10-6	6699-9000	6699-9951
平野区	平野区	平野ランチ	平野地域在宅サービスステーション	平野区背戸口1-16-30	6797-0032	6797-0093
	長吉	長吉西ランチ	長吉西地域在宅サービスステーション	平野区長吉出戸6-8-21	6769-0001	6769-3608
		長吉六反ランチ	長吉六反地域在宅サービスステーション	平野区長吉六反4-5-26	6702-4466	6702-6555
	瓜破	瓜破西ランチ	てんそう苑	平野区瓜破西2-10-10	6703-9712	6703-9713
	喜連	喜連ランチ	喜連の杜	平野区喜連4-6-19	4303-5671	4303-5673
		喜連東ランチ	博寿荘	平野区喜連東3-6-40	6700-2060	6700-2070
西成区	西成区	あいりんランチ	西成市民館	西成区萩之茶屋2-9-1	6537-7353	6633-7203
	玉出	成南ランチ	めぐみ	西成区千本北2-12-2	090-8853-0874	6652-5812
		南津守ランチ	ビアンエトール恭愛	西成区南津守1-4-7	6656-7001	6656-7006
	西成区北西部	梅南・橋ランチ	梅南・橋地域在宅サービスステーション	西成区松3-1-16	6656-0322	6656-0154
	西成区東部	天下茶屋ランチ	のぞみ	西成区天下茶屋東2-15-12	6655-3030	6655-3033
		山王ランチ	山王地域在宅サービスステーションみどり苑	西成区山王1-6-5	6631-8802	6631-8803

大阪市認知症初期集中支援チーム及び若年性認知症相談窓口

※各区の「認知症初期集中支援チーム」には、若年性認知症の人の支援を行う「認知症地域支援推進員」を併せて配置しています。

区	設置場所	チームの愛称	電話番号
北区	北区大淀地域包括支援センター	北区ハートフルオレンジチーム	4977-6444
都島区	都島区北部地域包括支援センター	都島オレンジチーム	6926-3803
福島区	福島区地域包括支援センター	あいあいオレンジチーム	6454-6334
此花区	此花区南西部地域包括支援センター	このはなオレンジチーム	6462-1087
中央区	中央区北部地域包括支援センター	中央区オレンジチーム	6948-6639
西区	西区地域包括支援センター	西区オレンジチーム	6539-8248
港区	港区南部地域包括支援センター	みなとオレンジチーム	6536-8198
大正区	大正区北部地域包括支援センター	大正区済生会オレンジチーム	6552-4954
天王寺区	天王寺区地域包括支援センター	天王寺区ゆうあいオレンジチーム	6774-3350
浪速区	浪速区地域包括支援センター	浪速区オレンジチーム	6636-6071
西淀川区	西淀川区南西部地域包括支援センター	陽だまり西淀川オレンジチーム	6476-3563
淀川区	淀川区東部地域包括支援センター	淀川区オレンジチーム	6391-3770
東淀川区	東淀川区地域包括支援センター	ほほえみオレンジチーム	7730-0002
東成区	東成区北部地域包括支援センター	東成区オレンジチーム	6747-9811
生野区	生野区地域包括支援センター	おかちやまオレンジチーム	6712-3113
旭区	旭区東部地域包括支援センター	あさひさんさんオレンジチーム	6953-0155
城東区	城東区地域包括支援センター	城東区ゆうゆうオレンジチーム	6936-1101
鶴見区	鶴見区地域包括支援センター	つるりっぷオレンジチーム	6913-9595
阿倍野区	阿倍野区地域包括支援センター	あべのオレンジチーム	6628-1300
住之江区	さきしま地域包括支援センター	さざんかオレンジチーム	6686-0431
住吉区	住吉区地域包括支援センター	住吉るるるオレンジチーム	6115-8605
東住吉区	中野地域包括支援センター	東住吉オレンジチーム	6777-1323
平野区	長吉地域包括支援センター	ひらのオレンジチーム	6777-9030
西成区	玉出地域包括支援センター	にしなりオレンジチーム	6651-6000

大阪市若年性認知症支援コーディネーター

若年性認知症の人やその家族、関係機関及び企業等からの相談に応じ、本人や家族の思い等を勘案して必要な支援制度やサービス等を紹介する等、認知症地域支援推進員等と連携して各種相談に応じます。

相談窓口：NPO法人 認知症の人とみんなのサポートセンター
電話番号：6972-6490

認知症強化型地域包括支援センター

区 名	設置場所	住 所	電 話
北区	北区大淀地域包括支援センター	北区長柄中1-1-21	6354-1165
都島区	都島区北部地域包括支援センター	都島区大東町2-2-18	6926-3800
福島区	福島区地域包括支援センター	福島区海老江6-2-22	6454-6330
此花区	此花区南西部地域包括支援センター	此花区春日出中1-22-13 総合医療介護施設あかつき1階 (西側)	6462-9301
中央区	中央区北部地域包括支援センター	中央区農人橋3-1-3 ドミール堺筋本町1階	6944-2116
西区	西区地域包括支援センター	西区新町4-5-14 (西区役所合同庁舎6階)	6539-8075
港区	港区南部地域包括支援センター	港区池島1-1-18	6536-8162
大正区	大正区北部地域包括支援センター	大正区北村3-5-10 シルバークレイン内	6552-4440
天王寺区	天王寺区地域包括支援センター	天王寺区六万體町5-26	6774-3386
浪速区	浪速区地域包括支援センター	浪速区難波中3-8-8 (浪速スポーツセンター1階)	6636-6029
西淀川区	西淀川区南西部地域包括支援センター	西淀川区福町2-4-16	6476-3550
淀川区	淀川区東部地域包括支援センター	淀川区西宮原1-6-45	6350-7310
東淀川区	東淀川区地域包括支援センター	東淀川区菅原4-4-37	6370-7190
東成区	東成区北部地域包括支援センター	東成区中道2-4-15	6971-9700
生野区	生野区地域包括支援センター	生野区勝山北3-13-20	6712-3103
旭区	旭区東部地域包括支援センター	旭区新森4-27-13	4254-3336
城東区	城東区地域包括支援センター	城東区中央2-11-16	6936-1133
鶴見区	鶴見区地域包括支援センター	鶴見区諸口5-浜6-12	6913-7512
阿倍野区	阿倍野区地域包括支援センター	阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1400
住之江区	さきしま地域包括支援センター	住之江区南港中2-1-109	6569-6100
住吉区	住吉区地域包括支援センター	住吉区浅香1-8-47	6692-8803
東住吉区	中野地域包括支援センター	東住吉区湯里5-15-4	6777-1323
平野区	長吉地域包括支援センター	平野区長吉川辺3-20-14	6790-0766
西成区	玉出地域包括支援センター	西成区南津守7-12-32	6651-6888

区社会福祉協議会

◎見守り相談室 ◎在宅サービスセンター ◎各区ボランティア・市民活動センター ◎生活支援体制整備事業

名 称	所在地		電話番号	FAX番号
北 区 社 会 福 祉 協 議 会 (い き い き ネ ッ ト)	530-0026	北区神山町15-11	6313-5566	6313-2921
都 島 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ふ れ あ い セ ン タ ー 都 島)	534-0021	都島区都島本通3-12-31	6929-9500	6929-9504
福 島 区 社 会 福 祉 協 議 会 (あ い あ い セ ン タ ー)	553-0001	福島区海老江6-2-22	6454-6330	6454-6331
此 花 区 社 会 福 祉 協 議 会 (此 花 ふ れ あ い セ ン タ ー)	554-0002	此花区伝法3-2-27	6462-1224	6462-1984
中 央 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ふ れ あ い セ ン タ ー も も)	542-0062	中央区上本町西2-5-25	6763-8139	6763-8151
西 区 社 会 福 祉 協 議 会 (に し な が ほ り)	550-0013	西区新町 4-5-14 西区役所合同庁舎6階	6539-8075	6539-8073
港 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ひ ま わ り)	552-0007	港区弁天2-15-1	6575-1212	6575-1025
大 正 区 社 会 福 祉 協 議 会 (大 正 区 ふ れ あ い 福 祉 セ ン タ ー)	551-0013	大正区小林西1-14-3	6555-7575	6555-0687
天 王 寺 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ゆ う あ い)	543-0074	天王寺区六万休町5-26	6774-3377	6774-3399
浪 速 区 社 会 福 祉 協 議 会	556-0011	浪速区難波中3-8-8	6636-6027	6636-6028
西 淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ふ く ふ く)	555-0013	西淀川区千舟2-7-7	6478-2941	6478-2945
淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会 (や す ら ぎ)	532-0005	淀川区三国本町2-14-3	6394-2900	6394-2978
東 淀 川 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ほ ほ え み)	533-0022	東淀川区菅原4-4-37	6370-1630	6370-7330
東 成 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ひ が し な り)	537-0013	東成区大今里南3-11-2	6977-7031	6977-7038
生 野 区 社 会 福 祉 協 議 会 (お か ち や ま)	544-0033	生野区勝山北3-13-20	6712-3101	6712-3001
旭 区 社 会 福 祉 協 議 会 (あ さ ひ あ っ た か セ ン タ ー)	535-0031	旭区高殿6-16-1	6957-2200	6957-7282
城 東 区 社 会 福 祉 協 議 会 (ゆ う ゆ う)	536-0005	城東区中央2-11-16	6936-1153	6936-1154
鶴 見 区 社 会 福 祉 協 議 会	538-0051	鶴見区諸口5-浜6-12	6913-7070	6913-7676
阿 倍 野 区 社 会 福 祉 協 議 会	545-0037	阿倍野区帝塚山1-3-8	6628-1212	6628-9393
住 之 江 区 社 会 福 祉 協 議 会 (さ ざ な み)	559-0013	住之江区御崎4-6-10	6686-2234	6686-0400
住 吉 区 社 会 福 祉 協 議 会 (い き い き)	558-0021	住吉区浅香1-8-47	6607-8181	6692-8813
東 住 吉 区 社 会 福 祉 協 議 会 (さ わ や か セ ン タ ー)	546-0031	東住吉区田辺2-10-18	6622-6611	6622-8973
平 野 区 社 会 福 祉 協 議 会 (に こ に こ セ ン タ ー)	547-0043	平野区平野東2-1-30	6795-2525	6795-2929
西 成 区 社 会 福 祉 協 議 会 (は ぎ の さ と)	557-0041	西成区岸里1-5-20 西成区役所合同庁舎8階	6656-0080	6656-0668

※住吉区の見守り相談室への問い合わせはこちらまで

住吉区見守り相談室	558-8501	住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所4階43番	4703-5806
-----------	----------	-----------------------------	-----------

※北区・大正区・鶴見区・住吉区・東住吉区の生活福祉資金への問い合わせはこちらまで

北区	530-8401	北区扇町2-1-27 北区役所3階30番	6809-2814
大正区	551-8501	大正区千島2-7-95 大正区役所1階インコス大正	6555-5760
鶴見区	538-8510	鶴見区横堤5-4-19 鶴見区役所3階33番	6913-7030
住吉区	558-8501	住吉区南住吉3-15-55 住吉区役所内4階43番	6615-8172
東住吉区	546-0032	東住吉区東田辺1-13-4 東住吉区役所3階32番	6622-9075

老人福祉センター

名 称	所在地	電話番号	FAX番号
北区北老人福祉センター	530-0035 北区同心1-5-27	6352-7025	6352-7062
北区大淀老人福祉センター	531-0074 北区本庄東1-24-11	6374-0873	6374-0815
都島区老人福祉センター	534-0027 都島区中野町4-2-24-108	6354-0354	6354-0206
福島区老人福祉センター	553-0001 福島区海老江6-1-14	6453-2357	6458-9111
此花区老人福祉センター	554-0014 此花区四貫島1-1-18	6463-3464	6464-0766
中央区東老人福祉センター	540-0011 中央区農人橋1-1-6	6941-7719	6941-7709
中央区南老人福祉センター	542-0082 中央区島之内2-12-6	6213-2172	6213-2639
西区老人福祉センター	550-0022 西区本田3-7-2	6582-9552	6582-9554
港区老人福祉センター	552-0003 港区磯路1-7-17	6575-1368	6574-7132
大正区老人福祉センター	551-0031 大正区泉尾3-9-16	6554-5330	6554-5367
天王寺区老人福祉センター	543-0073 天王寺区生玉寺町7-57	6771-8606	6779-5790
浪速区老人福祉センター	556-0001 浪速区下寺2-2-12	6643-0792	6644-6934
西淀川区老人福祉センター	555-0001 西淀川区佃2-9-5	6474-4100	6475-2063
淀川区老人福祉センター	532-0022 淀川区野中南2-1-5	6304-9118	6304-9190
東淀川区老人福祉センター	533-0032 東淀川区淡路4-1-6	6322-0173	6322-0821
東成区老人福祉センター	537-0014 東成区大今里西3-6-6	6972-0855	6972-4706
生野区老人福祉センター	544-0021 生野区勝山南4-7-35	6712-2228	6712-3528
旭区老人福祉センター	535-0013 旭区森小路2-5-29	6955-1377	6955-1398
城東区老人福祉センター	536-0005 城東区中央3-5-45	6932-0017	6934-8340
鶴見区老人福祉センター	538-0052 鶴見区横堤5-5-51	6912-3351	6912-6130
阿倍野区老人福祉センター	545-0021 阿倍野区阪南町5-12-26	6623-8052	6623-2876
住之江区老人福祉センター	559-0015 住之江区南加賀屋3-1-20	6683-2888	6683-2739
住吉区老人福祉センター	558-0032 住吉区遠里小野1-1-31	6694-1416	6606-3412
東住吉区老人福祉センター	546-0032 東住吉区東田辺2-11-28	6699-3000	6697-6686
平野区老人福祉センター	547-0004 平野区加美鞍作1-2-26	6793-0880	6793-0868
西成区老人福祉センター	557-0033 西成区梅南1-4-27	6654-2951	6654-1504

各区役所(生活困窮者自立相談支援窓口)

区	窓口名称	所在地	電話番号	FAX番号
北区	よりそいサポートきた	北区扇町2丁目1番27号 (北区役所3階)	6809-2814	6809-1081
都島区	生活自立相談窓口	都島区中野町2丁目16番20号 (都島区役所3階)	4800-4800	4800-4802
福島区	生活あんしん相談窓口	福島区大開1丁目8番1号 (福島区役所3階)	6468-6340	6468-6350
此花区	自立相談支援窓口	此花区春日出北1丁目8番4号 (此花区役所1階)	6466-9530	6460-0107
中央区	くらしサポート中央	中央区久太郎町1丁目2番27号 (中央区役所4階)	7507-1487	7507-1776
西区	生活自立相談「ぷらっとほーむ西」	西区新町4丁目5番14号 (西区役所3階)	6538-6400	6538-6401
港区	くらしのサポートコーナー	港区市岡1丁目15番25号 (港区役所2階)	6576-9897	6571-7493
大正区	インコス大正	大正区千島2丁目7番95号 (大正区役所1階)	4394-9925	6555-5760
天王寺区	生活自立支援相談サポート天王寺	天王寺区真法院町20番33号 (天王寺区役所4階)	6774-9937	6774-9936
浪速区	くらしサポートセンターなにわ	浪速区敷津東1丁目4番20号 (浪速区役所4階)	6536-8861	6536-8864
西淀川区	生活自立相談・就労支援窓口	西淀川区御幣島1丁目2番10号 (西淀川区役所3階)	6471-8222	6471-8222
淀川区	生活自立相談窓口	淀川区十三東2丁目3番3号 (淀川区役所3階)	6195-7851	6195-7852
東淀川区	くらしのみのり相談窓口	東淀川区豊新2丁目1番4号 (東淀川区役所1階)	6320-0231	6320-0232
東成区	東成区自立相談支援窓口	東成区大今里西2丁目8番4号 (東成区役所2階)	6977-9126	4307-5987
生野区	くらしの相談窓口いくの	生野区勝山南3丁目1番19号 (生野区役所3階)	6717-6565	6717-6566
旭区	くらし相談窓口	旭区大宮1丁目1番17号 (旭区役所2階)	6953-2380	6953-2383
城東区	生活自立支援相談窓口ウィズゆうゆう	城東区中央3丁目5番45号 (城東区役所1階)	6936-1181	6936-1181
鶴見区	自立アシスト相談	鶴見区横堤5丁目4番19号 (鶴見区役所3階)	6913-7060	6913-7060
阿倍野区	仕事・生活・自立相談あべの	阿倍野区文の里1丁目1番40号 (阿倍野区役所1階)	6622-9795	6622-9979
住之江区	くらしアシスト住之江	住之江区御崎3丁目1番17号 (住之江区役所2階)	6682-9824	6682-9824
住吉区	住吉区生活自立相談窓口	住吉区南住吉3丁目15番55号 (住吉区役所4階)	6654-7763	6654-7651
東住吉区	東住吉区くらしサポート	東住吉区東田辺1丁目13番4号 (東住吉区役所3階)	6621-3011	6621-3012
平野区	くらしサポートセンター平野	平野区背戸口3丁目8番19号 (平野区役所1階)	6700-9250	6700-9251
西成区	はぎさぼーと	西成区岸里1丁目5番20号 (西成区役所6階)	6115-8070	6115-8077

軽費老人ホーム(ケアハウス)

施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
ラフォーレからまつ	40	534-0027	都島区中野町5-10-60	4253-8801
大阪安立	50	554-0012	此花区西九条3-4-61	6460-2880
コスモスガーデン	40	550-0004	西区靱本町3-6-18	6459-3221
なみよけ	30	552-0001	港区波除5-4-17	6585-3393
つつじ荘	40	551-0032	大正区北村3-5-10	6552-8070
四天王寺たまつくり苑	40	543-0013	天王寺区玉造元町1-29	6763-4115
はくあい	30	532-0028	淀川区十三元今里3-1-88	6301-8908
いこい	15	533-0032	東淀川区淡路3-13-8	6328-2941
レインボー	30	537-0002	東成区深江南3-14-6	6977-0011
金の鈴	40	544-0015	生野区巽南3-5-25	6758-8111
ライフフェア	30	535-0005	旭区赤川2-1-20	6924-0030
グリーンシティ秀和	30	538-0051	鶴見区諸口6-2-7	6915-8008
阿倍野	40	545-0053	阿倍野区松崎町2-3-10	6626-3703
豊泉家住之江	50	559-0024	住之江区新北島7-4-20	6683-7110
雅風苑	40	559-0034	住之江区南港北1-4-1	6613-5117
アップリケア・ハウス	40	558-0021	住吉区浅香1-8-38	6696-1177
帝塚山	40	558-0054	住吉区帝塚山東2-1-35	4701-7021
シエスタ	40	546-0024	東住吉区公園南矢田2-17-28	6695-0002
白寿苑	40	557-0063	西成区南津守7-12-32	6651-3277

経過的軽費老人ホーム(A型)

施設名	定員	郵便番号	所在地	電話番号
受念館	50	558-0055	住吉区万代5-17-25	6674-1181

◆公園事務所等一覧◆

名称	電話番号・FAX番号	所轄行政区・所轄公園
鶴見緑地公園事務所	電話:6912-0650 FAX:6913-6804	都島区・旭区・城東区・鶴見区(鶴見緑地を除く)
真田山公園事務所	電話:6761-1770 FAX:6761-1645	天王寺区・東成区・生野区
大阪城公園事務所	電話:6941-1144 FAX:6943-6877	中央区(大阪城公園を除く)・西区・浪速区
八幡屋公園事務所	電話:6571-0552 FAX:6572-1663	港区(八幡屋公園を除く)・大正区・西成区
長居公園事務所	電話:6691-7200 FAX:6691-6976	住之江区・住吉区・阿倍野区・東住吉区(長居公園を除く)・平野区
扇町公園事務所	電話:6312-8121 FAX:6312-3403	北区(扇町公園を除く)・福島区・此花区
十三公園事務所	電話:6309-0008 FAX:6885-1591	西淀川区・淀川区・東淀川区

◆環境事業センター一覧◆

※ 電話受付時間 8:00～16:30(日曜日、1月1・2・3日は休み)

名称	電話番号・FAX番号・所在地(最寄駅)	所轄行政区
東北環境事業センター	東淀川区上新庄1-2-20(大阪シティバス東淀川郵便局前) 電話:6323-3511 FAX:6370-3951	北区・都島区・淀川区・東淀川区
城北環境事業センター	鶴見区焼野2-11-1(Osaka Metro鶴見緑地) 電話:6913-3960 FAX:6913-3674	旭区・城東区・鶴見区
西北環境事業センター	西淀川区大和田2-5-66(阪神電鉄福) 電話:6477-1621 FAX:6477-4602	福島区・此花区・西淀川区
中部環境事業センター	東住吉区杭全1-6-28(JR東部市場前) 電話:6714-6411 FAX:6714-7787	天王寺区・東住吉区
中部環境事業センター出張所	浪速区塩草2-1-1(Osaka Metro大国町、JR芦原橋) 電話:6567-0750 FAX:6567-0721	中央区・浪速区
西部環境事業センター	大正区小林西1-20-29(大阪シティバス小林) 電話:6552-0901 FAX:6552-1130	西区・港区・大正区
東部環境事業センター	生野区巽中1-1-4(Osaka Metro北巽) 電話:6751-5311 FAX:6753-3041	東成区・生野区
西南環境事業センター	住之江区泉1-1-111(Osaka Metro住之江公園) 電話:6685-1271 FAX:6685-1282	住之江区・住吉区
南部環境事業センター	西成区南津守5-5-26(Osaka Metro北加賀屋) 電話:6661-5450 FAX:6653-7849	阿倍野区・西成区
東南環境事業センター	平野区瓜破南1-3-40(大阪シティバス瓜破南) 電話:6700-1750 FAX:6706-2007	平野区

◆大阪市内にある年金事務所一覧◆

事業所名	所在地・電話番号	取扱区
大手前	中央区本町4-3-9 本町サンケイビル10・11階 電話:6271-7301	都島区・中央区
今里	東成区大今里西2-1-8 電話:6972-0161	東成区・生野区
天満	北区天神橋4-1-15 電話:6356-5511	北区
淀川	淀川区西中島4-1-1日清食品ビル2・3階 電話:6305-1881	淀川区・東淀川区
福島	福島区福島8-12-6 電話:6458-1855	福島区・西淀川区
堀江	西区北堀江3-10-1 電話:6531-5241	西区・大正区
難波	浪速区敷津東1-6-16 電話:6633-1231	浪速区
城東	城東区中央1-8-19 電話:6932-1161	旭区・城東区・鶴見区
天王寺	天王寺区悲田院町7-6 電話:6772-7531	天王寺区・阿倍野区
市岡	港区磯路3-25-17 電話:6571-5031	此花区・港区
玉出	住之江区新北島1-2-1オスカードリーム4階 電話:6682-3311	住之江区・住吉区・西成区
平野	平野区喜連西6-2-78 電話:6705-0331	東住吉区・平野区

※上記の取扱区は各年金事務所の「国民年金」についての管轄です。健康保険・厚生年金保険については一部管轄が異なりますので、ご注意ください。

◆市税事務所一覧 [市民税等グループ(個人市民税担当)]◆

名称	所在地(最寄駅)・電話番号・FAX番号	担当区域
梅田市税事務所	北区梅田1-2-2-700 大阪駅前第2ビル7階 電話:4797-2953 FAX:4797-2905 Osaka Metro御堂筋線:梅田、谷町線:東梅田、四ツ橋線:西梅田、阪神:大阪梅田、JR:大阪・北新地	北区・西淀川区・淀川区・東淀川区
京橋市税事務所	都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階 電話:4801-2953 FAX:4801-2905 Osaka Metro長堀鶴見緑地線:京橋(④・⑤出口)、JR:京橋(西口・南口)、京阪:京橋(片町口)、大阪シティバス停留所:京橋駅前(京阪モール側)	都島区・旭区・城東区・鶴見区
弁天町市税事務所	港区弁天1-2-2-100 大阪ペイタワー イースト1階 電話:4395-2953 FAX:4395-2905 Osaka Metro中央線:弁天町(2-A 出口)、JR:弁天町(北口)	福島区・此花区・西区・港区・大正区
なんば市税事務所	浪速区湊町1-4-1 大阪シティエアターミナルビル(OCAT)5階 電話:4397-2953 FAX:4397-2905 Osaka Metro御堂筋線:なんば(北西・北東改札口)、四つ橋線:なんば(北改札口)、千日前線:なんば(西改札口)、阪神・近鉄:大阪難波(西改札口)、JR:難波より直結	中央区・天王寺区・浪速区・東成区・生野区
あべの市税事務所	阿倍野区旭町1-2-7-702 あべのメディックス7階 電話:4396-2953 FAX:4396-2905 Osaka Metro御堂筋線:天王寺(西改札口)、谷町線:天王寺(南改札口)⑭出口、JR:天王寺(南口)、近鉄:大阪阿部野橋(西改札口)	阿倍野区・住之江区・住吉区・東住吉区・平野区・西成区

大阪市高齢者施策のあらまし

発 行 日：令和6年4月

編集・発行：大阪市福祉局高齢者施策部高齢福祉課（企画グループ）

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

T E L：06-6208-8026（直） F A X：06-6202-6964
